

令和 6 年

三重県議会定例会会議録

(2 月 29 日)
(第 5 号)

第 5 号
2 月 29 日

令和 6 年

三重県議会定例会会議録

第 5 号

○令和 6 年 2 月 29 日（木曜日）

議事日程（第 5 号）

令和 6 年 2 月 29 日（木）午前 10 時開議

- 第 1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第 2 議案第 2 号及び議案第 3 号
〔委員長報告、討論、採決〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 県政に対する質問
- 日程第 2 議案第 2 号及び議案第 3 号

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 47名

1	番	荊 原 広 樹
2	番	伊 藤 雅 慶
3	番	世 古 明
4	番	龍 神 啓 介
5	番	辻 内 裕 也
6	番	松 浦 慶 子
7	番	吉 田 紋 華
8	番	芳 野 正 英

9	番	川	口	円
10	番	喜	田	健 児
11	番	中	瀬	信 之
12	番	平	畑	武
13	番	中	瀬古	初 美
14	番	廣		耕太郎
15	番	石	垣	智 矢
16	番	山	崎	博
17	番	野	村	保 夫
18	番	田	中	祐 治
19	番	倉	本	崇 弘
20	番	山	内	道 明
21	番	稻	森	稔 尚
22	番	下	野	幸 助
23	番	田	中	智 也
24	番	藤	根	正 典
25	番	小	島	智 子
26	番	森	野	真 治
28	番	藤	田	宜 三
29	番	野	口	正
30	番	石	田	成 生
31	番	村	林	聡
32	番	小	林	正 人
33	番	谷	川	孝 栄
34	番	東		豊
35	番	長	田	隆 尚
36	番	今	井	智 広
37	番	稻	垣	昭 義

38	番	日 沖	正 信
39	番	舟 橋	裕 幸
40	番	三 谷	哲 央
41	番	服 部	富 男
42	番	津 田	健 児
43	番	中 嶋	年 規
44	番	青 木	謙 順
45	番	中 森	博 文
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
欠席議員	1名		
27	番	杉 本	熊 野

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高 野	吉 雄
書 記 (事務局次長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課長)	中 村	晃 康
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹	宴
書 記 (議事課主査)	長谷川	智 史
書 記 (議事課主任)	辻	詩保里

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	廣 田	恵 子
副 知 事	服 部	浩
危機管理統括監	野 呂	幸 利
総 務 部 長	更 屋	英 洋

政策企画部長	後 田 和 也
地域連携・交通部長	清 水 英 彦
防災対策部長	山 本 英 樹
医療保健部長	小 倉 康 彦
子ども・福祉部長	中 村 徳 久
環境生活部長	竹 内 康 雄
農林水産部長	中 野 敦 子
雇用経済部長	小見山 幸 弘
観 光 部 長	増 田 行 信
県土整備部長	若 尾 将 徳
総務部デジタル推進局長	松 下 功 一
地域連携・交通部スポーツ推進局長	山 川 晴 久
地域連携・交通部南部地域振興局長	下 田 二 一
医療保健部理事	松 浦 元 哉
環境生活部環境共生局長	枅 屋 典 子
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	山 口 武 美
病院事業庁長	河 合 良 之
会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	福 永 和 伸
公安委員会委員	志 田 幸 雄
警 察 本 部 長	難 波 正 樹
代表監査委員	伊 藤 隆
監査委員事務局長	三 宅 恒 之

人事委員会委員長
人事委員会事務局長

中 村 佳 子
天 野 圭 子

選挙管理委員会委員長

中 西 正 洋

労働委員会事務局長

林 幸 喜

午前10時0分開議

開 議

○議長（中森博文） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（中森博文） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。21番 稲森稔尚議員。

〔21番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○21番（稲森稔尚） 伊賀市選挙区選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

それでは、通告に従って質問をしていきます。

元日に発生した能登半島地震では、石川県の調査によれば、6万戸近い家屋が倒壊し、石川県珠洲市では4割以上が全壊、老朽化した木造住宅の倒壊とともに、建築基準法で震度6強でも倒壊しないと定める1981年6月以降の新耐震基準を満たした建物にも甚大な被害が出ているということが特徴です。

地震発生後、避難所へたどり着くことができず、家屋の下敷きになった方々を含めて、お亡くなりになりました全ての皆様に心から哀悼の意を表します。

その上で、能登半島地震の教訓がこれからの三重県の防災・減災に活かされることを願って質問します。

私自身は、地震発生以降伝えられる能登半島の変わり果てた光景から、私たちの伊賀市の中でも歴史ある城下町の木造住宅が密集する町並みや農村部の集落のことを強く連想しました。住宅が持ちこたえていることが避難開始の大前提であり、住宅の耐震化の現状を大変危惧しているところです。

そこで、能登半島地震を踏まえ、住宅の耐震化の重要性を知事はどのように認識しているのか、お伺いいたします。

また、県内の住宅耐震化の現状、特に、1981年以前の旧耐震基準で建てられた木造住宅の現状はどのようになっているのか、市町が実施している無料耐震診断や耐震改修への助成など、木造住宅耐震事業の活用状況について、県土整備部に伺います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 1月1日に発生しました能登半島の地震でございますが、私は2月10日に現地に入りまして、状況をつぶさに見てまいりました。

道路については、大きな被害を受けておりましたし、さらに大きな被害を受けていたのが、3点ございます。

一つは、家屋の倒壊であります。

現地の輪島市の人に聞きました。これは、正しいかどうかというのは、検証はしていませんけれども、平成19年3月に能登半島地震が起きたのですけれども、そのときに倒壊して、新たに建て替えた住宅については、今回、持ちこたえたけど、そのときに倒れなかった住宅は、今回、軒並み倒れているということをおっしゃる方もおられました。

それから、大きな被害、もう一つ、輪島朝市の火災であります。

これは、戦場の跡かと思うぐらい非常に厳しい状況でございました。これは、消防車のポンプが、河川が隆起して水が汲み上げられなかったと。これも非常に大きな被害なので、南海トラフ地震でもこれが起きないとは限らない、それに対してどうするか。これは、以前、提案理由でも空中消火のお話をさせていただきましたが、ここの準備をしておかないかんとおっしゃいました。

それから、もう一つは、津波の被害であります。

今回は、東日本大震災のように大きな津波の被害はなかったんです。それでも、津波で被害を受けた家屋がございます。これへの対応、大きく言うとその三つですね。道路の状況を別にすると、対応していかないかんと考えています。

家屋の倒壊、これは命に直結いたします。住んでおる家が倒れてくるわけでありますので。無料耐震診断を進めていただくということ、これ、県も啓発する必要があると思っています。これ、無料ですので、住民の方々、県民の方々、市民、町民の方々については、負担はないというところでございます。

負担が発生しますのが、耐震補強でございます。これ、国の推計でいきますと、大体、中位の数値で300万円ぐらい耐震補強にかかるということでございますけれども、国が、今、50万円、そして県が25万円、市町が25万円ということで補助しているものでございます。

それでも、自己負担が推計値で200万円ぐらいかかるということですから、高齢化が進んでおるところでは、なかなか、ここに思い切つてやろうという気持ちになれないということもこれは理解できるんですけど、何とかしていきなさいいけないのも事実です。

現に、輪島市では、耐震補強が済んでいたところが45.2%と言われていますし、珠洲市は51%と言われております。その結果、倒壊した家屋が出たということも考えられるところでございます。

ちなみに、三重県の耐震化率は87.2%、これ、令和4年度末の推計ですけども、と考えられていますので、県全体では、能登半島を上回っている耐震化率ではあります。ただ、地域、これ、見てみますと、議員の御地元の伊賀地域、これ、84.4%であります。84.4%だからいいということではないと思います。耐震補強をしていないところが倒れるということでございます。

それから、地域別に見ていきますと、低いところが、北勢地域が86.3%、中南勢地域が84.2%、伊勢志摩地域が79.8%、東紀州地域は69%。東紀州地域の耐震化率は、県内でやっぱり低いということがありますので、これの対

応というのも考えていかなきゃいけないと思います。まずは、無料の耐震診断を受けていただいて、今、自分のところがどんな状況なのか、ここを確認していただくと。それを県としても促していくということが、まずは重要かと思っていますが、補助金についても国に増額をお願いしていきたいと考えているところでございます。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（佐竹元宏） 三重県の耐震化率及び木造住宅耐震事業の活用状況についてお答えいたします。

居住世帯のある住宅の耐震化の進捗状況を見る指標といたしまして、国土交通省では、総務省が5年に一度実施しております住宅・土地統計調査を基に全国の耐震化率を算定しております。

三重県におきましては、国土交通省の推計方法を参考に住宅・土地統計調査の結果を基に、居住世帯のある住宅世帯の耐震化率を算出しております、先ほど知事に答弁いただきましたけれども、令和4年度末時点で87.2%と推計しております。

昭和55年以前に建築された旧耐震基準の居住世帯のある木造住宅に限りますと、住宅・土地統計調査の結果及びこれを用いた推計によりますと、平成20年時点で19万7400戸ございましたが、令和4年は13万9280戸と総数は減少しております。また、耐震診断の結果、耐震性があるとされた住宅及び耐震改修工事を行い耐震性が確保された住宅の合計でございますけれども、令和4年で5万1150戸、36.7%が耐震性のあるものと推計しております。

三重県では、昭和56年5月以前に建築された木造住宅を対象といたしました耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事や耐震性のない空き家の除却等に対しまして補助金を交付した市町に、国と共に補助を行っているところがございます。

耐震診断は、平成14年度から実施いたしまして、累計5万170件、耐震補強設計は平成21年度から実施しまして2730件、耐震補強工事は平成16年度から実施いたしまして2788件、除去工事は、平成28年度から実施いたしまして

2577件補助してきたところでございます。

それと、能登半島地震以降の市町からの問合せの状況でございますけれども、1月にアンケート調査をいたしましたところ、20市町で耐震診断の補助に関する問合せが増えてきておるとのことをアンケート結果としていただいております。

以上でございます。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 市町で、問合せが能登半島地震を踏まえて増えてきているということなんですけれども、例えば、集落ぐるみで取り組みたいとかといったときに、もう予算が限られていて対応できないとか、申請が年末に終わっていたとか、なかなかこの機運が高まっているにもかかわらず受け止め切れていない、そういう実情があるかと思えます。また、昨年度、県内で耐震診断が1884件行われたうち、耐震工事に至ったのが僅か41件しかありません。

そこで、考えていただきたいんですけれども、現状の木造住宅耐震事業ですが、能登半島地震では1981年以降の新耐震基準の家屋も数多く倒壊していることを踏まえれば、昭和56年から少なくとも2000年、ここまでを対象にして無料耐震診断の事業対象を広げる必要があると思えます。また、耐震設計や耐震補強工事の助成額も近頃の物価高騰や資材の高騰にも対応できていないかと思えます。耐震工事をしようというインセンティブには、なかなかないのかなと思っています。予算や制度の拡充を急ぐべきだと思います。

国に要望して、今後、新年度になって、補正予算などを組んで拡充していきけるようなそういう見通しが立っているのか、それが難しいのであれば、県独自で上乗せをしていくということも選択肢の一つとして考えていくべきではないかと思うのですが、知事の考えをお聞かせください。

○知事（一見勝之） まず、能登半島地震で、どのぐらいの家屋、いつ建造したものが倒れたのかというのは、今、議員がおっしゃいましたけれども、こ

れも調査をしてみる必要があると思います。

データに基づいて、国への要望もそうですけれども、私どもも補助制度を変えていく場合には検討する必要があると思いますので、それをやる必要があるかなと思っています。

それから、その上で、補助制度、補助金を上げていくというのは、これは、たしか平成16年にできた制度ではなかったかと思いますが、それまでは、日本の制度というのは、私有財産を災害で亡失した場合に、それについて、国家は補填しないという考え方だったと思います。それが徐々に変わってきているわけでありまして、金額が上がってきているわけですので、国に対して、これ、国全体のことを考えて国家で判断する話でありますので、我々が要望したからと言って、すぐにできるものではないとは思っていますけど、要望はきちんとしていかないといけないと思っていますところであります。

その上で、県としてどうするのかということですが、実は、御案内のように、補助金については、市町と協調で補助している制度になっています。市町の考え方というのも確認をせないかんと考えております。さらには、この制度を使っていたいただいた結果の検証、これも必要かなと思っていますので、そういったことを考えながら我々は検討を進めていきたいと思っています。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） それから、ここで1点、指摘をしておきたいんですけども、木造住宅耐震診断の事業の対象である1981年以前の木造住宅の耐震化率、今、30%台とおっしゃっていただきましたけれども、昨年1年間で行った県内14市の1654件の耐震診断のうち、耐震性ありと判断されたのはゼロだったと県土整備部から伺っています。

この耐震化率という数字の積み上げ方、昭和56年以降に建てられた建物は、全て耐震性ありというふうに積み上げられているとも聞いています。ここが、じゃ、8割以上が震度6強に耐えられるかというような県民のミスリードにならないかどうか、ここの検証もしっかりやって、国に意見をさせていただきたいと思っています。

それから、古い住宅を新しく建て替えればいいのかといたら、そうではありません。三重県らしいまちづくりとしても歴史ある城下町の町並みを生かしていく、農村集落の風景に映える味わいのある古民家を守っていくことは、訪れる人や移住をされる人にとっても大きな魅力になっています。

(パネルを示す) こちら、福井県のほうでは、昭和50年以前の建築基準法施行前に建築をされた伝統構法と言われる木造建築物、これの補強に対して、診断に対して方法が変わってくるということで、額も相当高額になるということで補助制度をつくっていますけれども、この伝統構法の住宅を守っていくということについて、どういうふうに考えているか、こういう補助制度なども、ぜひ検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（佐竹元宏） 歴史ある町並みや古民家を生かすための伝統構法木造建築物への耐震化の支援制度のお問合せについて、御回答いたします。

歴史的な町並みは地域の財産であり、魅力でもあり、歴史的な町並み保全や古民家の活用は、移住促進の観点から意義があるものと認識しています。

一方で、必ず来ると言われております大規模地震に対しまして、住民や観光客の安全確保は必須でございまして、古きよき家屋を長く活用していくために耐震性の確保は重要と考えております。

伝統構法木造建築物につきましては、これまで本県で行っている昭和56年5月以前の耐震基準で建築された木造住宅を対象とした耐震診断、耐震補強設計及び耐震補強工事等の先ほど来お話しされている補助制度の対象としてきたところでございます。

こちらについて、静岡県が令和5年7月に都道府県調査を行ったところ、ほとんどの都道府県が伝統構法木造建築物に対する補助を一般的な木造住宅と同額としており、全国の状況としましては、三重県と同様の補助制度としておると認識しております。

歴史的な町並みの保全を支援する耐震化のための補助制度につきましては、

対象となる地区や対象となる建築物の選定、活用方法や進め方につきまして、市町の意向を十分把握し、他県の、福井県かと存じますけれども、制度も研究し、当県としてどのような形で支援していけるのかを検討していきたいと考えております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） ぜひ、古民家の再生に取り組んでいるような動きというのも盛り上がってきていますので、そういう関係者の皆さんの意見もしっかり聞いていただきたいと思います。

（パネルを示す）このチラシ、自分自身も年明けから、大分1軒、1軒これを持って回ったんです。こんなのありますよと言ったんですけども、やっぱり、もう私の代で、この家、終わってしまうわという声がかなり多かったです。もっと食いつかれるかなと思ったんですけども。本当に課題が多いと思いますので、ここの予算をもっと拡充していただけるように、そして、この啓発にしっかり取り組んでいただけるように強く、強くお願いしておきたいと思います。

それでは、地域や組織の質を高めるリカレント教育の推進について伺います。

リカレント教育とは、一言で言うと、社会人の学び、学び直しであり、今日は、ここでは、リカレント教育を2022年8月に中央教育審議会生涯学習分科会で示されているイメージのとおり、社会人自身が社会変化への対応や自己実現を図るために内包する要素として、リスキリングやアップスキリング、職業とは直接結びつかない技術や教養を身につけることの三つを含んだものであるという考え方の下で質問をしていきます。

まず、これからの三重県において、社会人の学び、社会人の学び直しの力をどのように考えているのでしょうか。県内大学等の高等教育機関の振興と魅力向上、持続可能な県内産業や企業の将来に向けて、さらには、一人ひとりの県民が豊かに学び、学び直していることが根づくことによって、学びを止めないことによって地域社会の質を高めていくこと、この3点を踏まえて、

リカレント教育にはどのような意義があると考えているか、県の基本的な認識を伺います。

〔後田和也政策企画部長登壇〕

○政策企画部長（後田和也） リカレント教育に対する県の考え方についてお尋ねいただきました。

国のほうでは、岸田総理を議長とする教育未来創造会議において、学び直しを促進するための環境整備などリカレント教育の重要性について議論が行われているところでございます。

県としましては、令和5年10月に策定いたしました教育施策大綱において、「誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして」を一つの柱としまして、デジタル化の進展や産業構造の変化が加速する中、社会の持続的な発展を支える観点から、専門人材の育成や労働生産性の向上等に向けたリカレント教育やリスキリング等の取組を進めることを掲げたところでございます。

リカレント教育やリスキリング等の取組を推進するに当たりましては、企業や地域で必要とされるイノベーション人材の養成を進めるに当たって、高度なスキルと高い課題解決力を養成することにたけた県内高等教育機関の役割、意義は大きいと考えております。

また、県内産業の持続的な発展を支える観点からは、デジタル化の進展や産業構造の変化が加速する中、専門人材の育成や労働生産性の向上等が図られることに意義があると考えております。

リカレント教育やリスキリング等の取組を推進することで、一人ひとりが生涯にわたって必要な学習を行い、個人の生活や地域・社会での活動に生かしていただき、このことが生きがいとなって新たな学びへの意欲に結びつくような学びと活動の持続的な好循環が実現できれば、地域社会の発展にもつながっていくものと考えております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） ありがとうございます。

部長、質問の②のアを一応削除して御答弁よろしく願いいたします。

日本は、世界的に見ても、20代前半で学びを止めてしまう、やめてしまう国だと言われていました。

2022年にパーソル総合研究所というところが行いました社外学習、自己啓発実施の国際比較では、自主的な学びを行っていない労働者の割合は、イギリス、フランス、ドイツ、中国が20%台であるのに対し、日本は52.6%と突出して高く、変化が目まぐるしい世界の中で、本当に危機感を覚えます。そういう現状にあるということで、（パネルを示す）県内では、産学官で構成し、県も構成メンバーであるリカレント教育プラットフォームみえや三重大学リカレント教育センターが新たに設立され、社会人の学び、学び直しの機運を高めようとする動きがありますが、県がリカレント教育の推進に戦略的に取り組もうという姿がなかなか見えてきません。

県として、リカレント教育が当たり前になる社会の実現に具体的にどのような役割を果たしていくのか、お答えいただきたいと思います。

〔後田和也政策企画部長登壇〕

○政策企画部長（後田和也） リカレント教育で県が果たす役割についてお尋ねいただきました。

先ほど、議員のほうからも御紹介いただきました、日本では、なかなか企業が学ぶ機会を与えていない、あるいは個人も学ばない傾向が強いというようなことが国の会議の中でも報告されております。

そうした中、県といたしましては、社会の持続的な発展を支える観点から、専門人材の育成や労働生産性の向上等に向けたリカレント教育やリスキリング等の取組を進めることとしておりまして、特に、来年度からは、人口減少による県内経済や地域社会への影響が顕在化しつつあることも踏まえまして、まずは、学び直しにより生産性を向上することなどで人手不足の解消につなげていきたいと考えております。

また、これも先ほど御紹介いただきました県も参画しておりますリカレント教育プラットフォームみえと連携いたしまして、人手不足の解消につながるような取組を中心に、効果的に進めていきたいと考えておりますし、リ

カレント教育プラットフォームみえと連携する中で、産業界、教育界などの関係者と意見交換をしながら、県の役割という部分について発揮していきたいと考えております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 特に、県は、今、おっしゃっていただいたように、今年度の当初予算や行政展開方針でも人材確保対策という切り口からリスキリングを行うということを挙げています。しかし、これは、冒頭、リカレント教育の定義で説明した中で言えば、手法としての一つの要素にとどまっているかと思います。

県として取り組んでほしいのは、手法としてではなく、リカレント教育そのものの機運醸成と社会人が学び続けることが当たり前になる社会をつくることです。人手不足に追い込まれて、場当たりに取り組むのではなく、10年ぐらい先を見据えて、生き生きとした人づくりに取り組んでほしいと思います。

例えば、県が主体となって取り組む事業のうち、社会人の学び、学び直しと親和性の強いものが数多く見受けられます。

その一例として、子ども・福祉部が取り組んでいる保育士等キャリアアップ研修がありますが、一般競争入札で東京の株式会社が受託しています。ここに、県内大学等と連携して三重県にあったプログラムを開発する学びの地産地消、知の地産地消とも言えるようなリカレント教育の取組に踏み出していくということはどうでしょうか。

そのほかにも、環境生活部で経営者層の意識を変えようとするジェンダーギャップ解消の事業についても、単にシンポジウムを開催して啓発を行いましたという一過性のものの繰り返しではいけません。多様な価値観が受け入れられないと三重県を離れる若者や女性たちがいるという現実を前にして、社会の根っこにある意識の変革が必要な分野であり、体系的な学びこそが必要です。県内大学に蓄積されたジェンダー研究の分野と県が連携して取り組んでいくということも考えられるかと思います。さらに、政府も昨年度より

5年間の1兆円のパッケージを打ち出し、地方自治体と地方大学の連携メニューに、社会人を対象にしたリスクリング講座の実施も追加され、特別交付税措置の対象になっているということも注目する必要があるかと思えます。

そこで、特に、政策企画部が庁内にある政策課題をリカレント教育の力で解決していこうという橋渡し、プラットフォームの役割を果たしてリカレント教育のモデルをこの県庁の中から生み出していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔後田和也政策企画部長登壇〕

○政策企画部長（後田和也） おっしゃっていただきましたように、リカレント教育、リスクリング等の取組によっては、体系的、継続的に行うことが必要なものや県内高等教育機関と連携を図ることが必要なものなどがあると考えております。

繰り返しにもなりますが、来年度からは、人手不足というのを一つの切り口といたしまして、政策企画部の中にも新しい組織を設置して、庁内の総合調整を図りながら進めていきたいと考えておまして、今後、リカレント教育プラットフォームみえとの連携も深めながら、リカレント教育のさらなる活用についても検討を進めていきたいと考えております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 手法ではなくて、この機運をどうやって盛り上げていくのか、県庁の中でどうやって橋渡しをしていくかということを知っているんですけども、子ども・福祉部長、どう思いますか。

○子ども・福祉部長（中村徳久） 保育を担う人材の養成、資質向上に高等教育機関と連携していくこと、これは私どもも非常に重要と考えております。これまでも、小規模保育等を担う子育て支援員の研修とか放課後児童クラブの支援員の研修を県内の保育士養成に係る養成校に委託したりとか、議員からもあったキャリアアップ研修に県内の先生に講師として派遣していただいたりしております。

今後とも、より一層連携を密にして、高等教育機関と二人三脚で人材の養

成を図っていきたいと思っています。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） すみません、最後に、知事のこれからの取組への決意を伺いたと思います。

○知事（一見勝之） リカレント教育の中にはいろんなものがございます。

いみじくも議員に御指摘をいただいたように、産業界の取組もありますし、それから、教育界の取組もあります。いずれにしても大事なものは、この産業界と教育界とそれから行政が一緒になって、議会もそうだと思いますけど、一緒になって県民の皆さんに訴えかけていくことかなと思っています。

県庁内でも、今、御質問いただいたように、担当部、例えば教育委員会も関係しておりますし、多くのところが関係しておりますので、これを政策企画部が束ねまして、話をしながら進めていくということになろうかと思っています。

私も、産業界のトップの方々、そして教育界のトップの方と話をする場を県庁の中で持っておりますので、恐らくその中の大きな話題としては、リカレント教育、あるいはリスキリングというのが出てくると思います。

これからもしっかりと議論を進めていきたいと思っています。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） ありがとうございます。

これからの積極的な取組を期待して、一般質問を終わりたいと思います。
ありがとうございました。（拍手）

○議長（中森博文） 36番 今井智広議員。

〔36番 今井智広議員登壇・拍手〕

○36番（今井智広） 公明党の今井智広でございます。

まず、冒頭、やはり1月1日、能登半島地震で多大な被害が発生いたしました。

亡くなられた方に御冥福をお祈りするとともに被災者の方にお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興がなされることを願っております

し、三重県も一見知事を中心に強力に支援していただいておりますので、我々もしっかりと支援できるところに力を入れていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日は、4点について質問をさせていただきます。

まず一つ目が、高等教育機関への地域枠の設置についてということで質問させていただきます。

県のほうでは、県立大学の設置について、有識者の方々等からも意見を聞き、最終的には、県立大学の設置は見送るという形になりました。その理由として、効果が出るまでに時間がかかる、また費用が結構かかってしまうというようなこともありながら、その設置以外の方策でしっかりと取り組むことによって、人口減少対策方針を踏まえたそういった対策によって早期の効果の発現と大学の新設より費用がかからない形で進めていくというような形のことだったと思います。それによって、県立大学の設置ではなく、それ以外の方法のところ、今後、注力をしていくということで、奨学金返還制度の充実でありますとか、人口還流、女性の方を中心にしっかりと情報発信して三重県のほうに帰ってきてもらう、ジェンダーギャップを解消するために企業の魅力向上、様々なことに取り組んでいただくということであります。

私は、どちらかと言うと県立大学の設置には前向きに考えてきたほうではございました。収容率が三重県は非常に低いということで、やはりそういった収容率を上げるということも重要であるという考えでございましたので、可能であれば県立大学の設置はされたほうがいいんじゃないかというふうな形で常任委員会等でも発言してきたつもりでございます。

結果として、しっかり受け止めた上で、それでは、その収容率、また、若者の県内定着ということがこれから非常に課題になってくる中において、今回の質問ですけれども、私自身、いろいろやってもらう中の一つとして、高等教育機関への地域枠の設置というものを三重県が各高等教育機関に要請していきながら、産学官合わせて、県立大学設置の検討のときに産業界からもこういった人材が必要だ、また、協力をしたいということもあったと思いま

す。その意味においては、高等教育機関への地域枠の設置というのは、県外への若者の流出を少しでも食い止めることになり、県内定着につながると、そのように思っております。

私も、この間、大学関係者等と意見交換させていただきながら、いろいろなことを教えてきてもらいましたが、それらがあって今回の質問となりました。

三重大学のほうでは、医学部、教育学部、看護学科のほうで、これまで地域枠というような形でやっていただいて、来年度、令和6年の入試から生物資源学部のほうに、紀伊のほうで特にとということで、紀伊黒潮枠という15人枠をつくってもらいました。これは、三重県、愛知県、奈良県、和歌山県の高校卒業生が対象ということになっておりますけれども、それぞれの地域の課題を理解して、それぞれの地域でしっかりと活躍していきたい、そういった人を募集するというような形で聞いております。やはり、県立大学設置のときに理系の人材が必要だということもありました。

今、三重大学のほうでは、工学部、1学年400人から今430人に枠を広げていると思いますけれども、こういった学部も含めて、やはり地域枠を県のほうから高等教育機関、または産業界も含めて要請して行って、協議していくということがとても重要じゃないかなと思います。

三重大学のみならず、県内の高等教育機関には、様々頑張っていると思いますので、そういった皆さんと若者定着に向けた、または三重県のそれぞれの地域、また、産業界が必要としている人材育成に向けて、三重県が入った形でしっかりと地域枠について検討していくことが重要であると思いますが、知事の考えを聞かせていただきたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 昨日であったかと思いますが、韓国の合計特殊出生率が発表されました。主要先進国の中では、1を切っているのは韓国だけですが、たしか0.76が去年だったかと思いますが、今年0.72でなかったかなと思います。

これは、日本の明日の姿の可能性もあります。

もう韓国では、地方の崩壊が現実のものとなっているということ、その理由はということですが、幾つかの要因があると思いますけれども、インソウル、ソウルには何でもそろっているんで、まず、若い人は、もうソウルに行ってしまうと、そして帰ってこない。ソウルで働いている男性も女性もということになるかもしれませんが、子どもは持たなくていい、住居費が物すごくかかるので、子どもが増えると住宅に入れない、だから2人で暮らすんだ、1人で暮らすんだと、こういうことになっている。これは、明日の日本の姿であると思います。

これではいけないというので、三重県では、人口減少対策方針をつくって、どのように人口を維持していくのか、そして合計特殊出生率を何とか上げていくということも考えているわけでありまして。そのときのキーの一つとしましては、若い方に三重県に残っていただくというのが大事な施策であると思います。

令和5年ですけれども、15歳から29歳までの若者の転出超過数、これ、三重県ですけど、4595人、転出超過ですね、ですから、差引きで4600人ぐらいの人が外に出ていっていると、それなら、その全体、年齢問わずどうなんやということと言いますと、転出超過が5721人、15歳から29歳までの若者が4595人、全体では5721人、この比率は8割、若い人が8割になっていると、比率で言うんですね。ここ、何とかせんとあかんのですけど、何で出ていくんやということですが、進学とか就職、これが県内にないということが出ていく、これ、議員に御指摘をいただいたとおりです。特に問題なのは、他県の大学で学んだ人でも三重県で働いている人はおるわけございまして、この県内就職者の割合というのは非常に重要ですけど、県内の大学で学んだ方、この方で県内で就職されている方って49.3%、50%行っていないんです。だから、県内の大学で学んだ人も外へ出ていってしまう。だから、就職先をきちんと確保するというのは、これは大事なことでありまして、これは、ひとえに三重県の問題ではないんです。大都会に行ってしまう。大都会と

言っても、名古屋とか大阪も、実は、これ、人口減でありまして、東京の独り勝ちなんですね。これを何とかしないとイケないというので、今、知事の仲間と話をして、何とか国に提言していこうと、こういうことを考えているところでございます。

一方、翻って、三重県に目を転じますと、三重大学、先ほど議員からも御指摘いただきましたけれども、学部別の県内就職率を見ますと、人文学部が25.9%、教育学部が55.7%、そして、医学部が62.6%、工学部が14.9%なんです。やっぱりこれも就職先をきちんと確保していかないかんと考えております。

御指摘いただいた地域枠ですが、私もこれはやっぱり一考に値するどころか、きちんと捉えて考えていかないかんと思います。

三重大学で医学部、教育学部、そして御指摘いただいた生物資源学部で地域枠を設定しています。地域枠を設定すると、三重県で就職する、残ってくれる若い人が増えていくということですので、十分考えられるものと思っています。他方、これ、国立大学なものですから、国との協議が必要になってきますし、他県の人で三重県に来たいという人がいる可能性あります。その人たちを排除してしまうのもいかなものかと思っています。私のところで、プライベートな話といたしますか、個人的な話で申し訳ない、うちも700年か800年ぐらい前に三重県に来ましたので、三重県に来て、三重県のために働くということも大事なことだと思っておりますが、そういう公平性ということも考えていかないかんと考えています。ただ、地域枠というのは、一つの切り札になると思っておりますので、去年の8月と12月に、産官学トップ会談しましょうということで、経済界のトップの人とそして三重大学の学長も入っていただいて、私と話をしていますが、この地域枠についても、今後、そういった場でも話を進めていきたいと考えております。

[36番 今井智広議員登壇]

○36番（今井智広） ありがとうございます。

地域枠、しっかりちょっと考えていただけるということで、一つ、ちよっ

とまた確認をしておいてもらいたいですけれども、枠を増やして地域枠の定数を増やす場合は国の了解が必要ですが、枠が変わらない中で地域をつくるということに関しては、それぞれの高等教育機関のほうで考えて実行できるとそのように私は思っておりますので、また、その辺は制度としてひとつ確かめてもらえればなど、そのように思っております。いずれにいたしましても、しっかりと公平性も含めてということでおっしゃられましたけれども、産学官連携し、何よりも三重県の高校生、子どもたち、高校卒業生がしっかりと目標に向かって学び、また、1人でも多く県内定着していただけるようなそういった制度を考えていってほしいと思います。

もう時間がないのであれですけれども、島根大学がへるん入試というのをやっております。これの中では、島根県・鳥取県枠と、全国枠ということで、全国から来ていただいた学生で島根県に残っていただけるそういった方の枠も特定枠としてつくられておるといのもありまして、先進的な取組だと思っておりますので、参考にもしてもらいたいと思っておりますし、これ、教育委員会も非常に大切になってきて、高校選抜、推薦という形になってくるので、この地域枠の設置のときには、高校の皆様方、教育委員会の皆さんの協力も必要になってくると思いますので、一緒に考えてもらいたいと思います。よろしくお願いたします。

時間の関係で、次に入ります。

高度救命救急センター設置に向けた取組状況についてということで、これは、令和元年9月に質問させていただきました。高度救命救急センターは何ぞや、簡単に言いますと、広範囲の熱傷、やけど、そして四肢切断、足とか指の切断をしてしまった、また、急性中毒、薬品や農薬を吸い込んで急性中毒になった、こういった特例疾患の、特例疾病の患者を受け入れる病院ということで、救命救急センターとはまた違う、県内に四つありますけれども、それとは違う形の特例的な患者を受け入れてもらう病院、これが、三重県には、今、どこも指定されていないということで、当時、今の第7次三重県医療計画の中間見直しの前年でありましたので、そのときに、中間見直しのときに、

この設置の検討を入れてくださいという質問をさせてもらって、その後、中間見直しに入れてもらいました。いろいろお話を進めてもらってきたと思いますけれども、様々な大学病院の関係もあり、今まで、これまでちょっと延期していたという部分があるかと思っております。それが、今後どのようになってしまうのかということで、令和元年、質問した当時は、全国で31の都道府県に42の高度救命救急センターが、これは、厚生労働省が指定した部分も含めてという形になりますけれども、ございました。現在はというと、34の都道府県、3県増えておりまして、施設数も47施設になっております。

この高度救命救急センターに関しては、話が前後しますけれども、当初は、厚生労働省の指定だったんですけれども、もう権限移譲によって三重県が指定できるという形になっておりますので、やはり、ここは三重県がどうしていくかということが重要になってくると思います。

そこで、現在の取組状況、2月13日には、救急医療部会のほうでもこの問題も取り上げていただいているということも聞いておりますし、今後、審議会や様々あると思うんですけれども、今後の三重県における高度救命救急センター設置に向けたスケジュールも含めた県の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

〔小倉康彦医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（小倉康彦） 高度救命救急センターは、議員からも御発言ありましたとおり相当高度な診療機能を有する医療機関であり、県の医療計画に基づきまして、知事が指定することとされております。

県では、令和2年度の第7次三重県医療計画中間見直しにおいて、高度救命救急センターの整備の必要性を記載し、関係者と協議、検討を進めてきました。

これまでの議論を踏まえまして、先ほどおっしゃっていただいたとおり、令和6年2月13日開催の三重県医療審議会救急医療部会において、令和6年4月1日付で三重大学医学部附属病院への指定について承認が得られたところであり、第8次医療計画にもその旨を記載することとしております。

高度救命救急センターの運営につきましては、複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者を病院全体で連携して対応できる体制を整えておく必要があることから、指定後も、年1回、救急医療部会において、重篤患者の受入れ実績など取組状況等の報告を求め、より一層の機能充実にに向けた支援等を進めてまいります。

〔36番 今井智広議員登壇〕

○36番（今井智広） ありがとうございます。

それでは、4月1日に高度救命救急センターが三重県で指定される方向で、今、動いているということで、どうぞよろしく願いいたします。

高度救命救急センターが指定され、また、三次救急の救命救急センター、そして、市町等に担当してもらっている二次救急で、初期の救急、これらが一体となって連携を取りながら、三重県の県民の皆さんのいざというときの命や健康を守る体制をさらに充実していただきたいと思ひますし、指定されてから後の連携強化というのが必要になってくると思ひますので、どうぞよろしく願いいたします。

時間の関係で次に入ります。

次は、能登半島地震を受けてという形になりますが、災害から県民の命を守るためにと題しまして、二つ。まず、一つ目として、人工透析患者への医療提供体制の現状とさらなる強化についてということで質問させてもらいたいと思ひます。このことに関しても、私は平成30年9月の質問で取り上げさせてもらいました。そのときは、北海道の胆振東部地震、ブラックアウトになったあの地震でありましたけれども、あれがありまして、電源が、水道も含めてですけれども、停電をしてしまつて、人工透析患者への医療提供が困難になったということであります。当然、全ての医療、傷病者に対しての治療を頑張つてやっていかないといけないんですけれども、この人工透析患者をなぜ取り上げるかと言うと、人工透析患者は平時でも週3回ぐらい透析しないと命に関わってしまうということになります。でありますので、災害時に水が止まった、水道が止まった、電源がなくなったということになると、

その血の循環ができないという形になりますので、何としてもここは、災害用に備えて、前もってあらかじめ備えておく必要があるということで、平成30年に質問をさせてもらいました。

東日本大震災を受けて、三重県のほうでつくっていただいておりますマニュアルのほうも、平成26年に改定してもらったと、そのときの答弁等も聞かせていただきました。

今回、能登半島地震においても、最初の頃に、私もニュースでちらっと、この人工透析患者への医療提供がちょっと大変だということを見せていただいたということがありましたので、改めて、今回、この質問を取り上げさせていただきます。

当時、質問させていただいたときに、部長から答弁をいただいた中で、その確認という形になると思います。それは、北海道の胆振東部地震を受けて、特にそれまで非常用電源、そして、人工透析用の水の確保ということが主流だったんですけど、そこに燃料の確保というのが、新たな定義として入ってきました。当時、私が質問した当時は、県内で人工透析の医療提供をしてもらっておる施設は56施設であったんですけど、今、61施設に増えております。そして、三重県の透析患者というのは4500人余り、現在、透析を受けていただいております。南海トラフ巨大地震のときに、どんな状況になるか分かりませんが、やはり人工透析が医療提供できないというそういった危険性もあるんだろうと思います。そこに備えるという意味においては、この61の施設がしっかりと医療提供できるような、地割れとかそういった、行ける、行けないということは、また、いろいろ想定外のこともあるか分かりませんが、まずは医療施設自身が、非常用電源、燃料、水の確保をしっかりとしているかどうか、定期調査の結果、どうなっているかというのを教えてもらいたいのと、当時、質問した中では、広域の連携ということが重要であるということをおっしゃっていただきました。

確かに9県1市、また、近畿圏の基本協定の中で、傷病者の相互受入れというのは、書いてもらっていますけれども、人工透析患者に特定した形では

ちょっとできていなかったということで、その当時、答弁としては、透析患者の取扱いを明確化して、その体制づくり、遠隔地域との連携、こういったことを検討していきたいと言っていたおりました。私自身、知事が新潟県知事と協定等結んでいただく中で、例えば、新潟県と、あらかじめ最悪を想定して、しっかりと相互の受入れを考えていくとか、そういったことがあってもいいんじゃないかと思っております。これらの人工透析患者への災害時の対応について、医療保健部長のほうから御答弁をお願いしたいと思います。

[小倉康彦医療保健部長登壇]

○医療保健部長（小倉康彦） 県では、災害時の医療確保に備えるため、広域災害・救急医療情報システム、EMISと呼んでおりますけれども、これを活用しまして、県内医療機関の自家発電機の設置状況や燃料、水の備蓄状況等の状況把握に取り組んでいます。

また、透析医療機関に対しましては、定期的に状況把握を行っております。令和5年に実施した調査結果では、61の透析医療機関のうち約9割の施設で断水時に使用可能な貯水槽を確保しており、また、約6割の施設が停電時においても透析が可能な非常電源を保有しております。

県では、災害時の透析患者への対応について、三重県透析医会と連携し、被災していない都道府県における医療機関との受入調整や搬送など、必要な対応を行うこととしています。

今回の能登半島地震においては、透析患者を含む要配慮者の被災地から近隣県への転院搬送が行われました。三重県ドクターヘリも、令和元年度末から中部8県で取組を進めております大規模災害時におけるドクターヘリ広域連携に関する基本協定に基づき、石川県に派遣されたところです。

要配慮者の県外搬送及び受入れについて、本年度末に改定します第8次医療計画に基づき、まずは近隣県と協議を進めることとしています。しかしながら、南海トラフ地震のように、被害が広範囲にわたる大規模災害時には、隣県の医療機関も被災し、要配慮者の受入れが困難となることも想定されま

す。そのため、今回の能登半島地震を踏まえ、派遣された三重DMAT隊員との検証会や、被災県及び透析患者を受け入れた自治体等へのヒアリングなどを通して課題を整理し、災害時の支援に向けた体制づくりに引き続き取り組んでまいります。

〔36番 今井智広議員登壇〕

○36番（今井智広） 御答弁ありがとうございます。

いろいろと透析医会と連携を取って、定期的に調査もしてもらって、令和5年度の調査結果も教えてもらいましたが、全ての施設のほうで水の貯水、また、電源については確保できていないというような形になっているかと思えますので、この辺りのところを、また、可能な支援をしていただきながら、そういった、まずはその病院に行ける災害の状況というのはどうなるか分かりません。車でそこまで行けないとかあるかも分かりませんが、もし、行けるという状況では、しっかり透析患者への医療提供ができる体制、停電になっても、水道が止まってもできるような体制というのは、やはり取っただけでいいかと思っております。

先ほど申し上げたように、県内で4500人強の透析患者、地震のたびに、透析に関する課題等がニュース等で取り上げられて不安な気持ちになっていることも考えられます。どうぞ広域連携も含めて、医療保健部並びに知事のリーダーシップの下、こういった平時からそうですけれども、治療を続けないと命に関わる方への災害時の対応というのをさらに強力に進めてもらいたいと思っております。

最後の質問に入ります。

耐震シェルター設置支援事業の再開についてということで、先ほどは、県土整備部でやっていただいている耐震補強の質問を稲森議員がしてくださいました。

私は、防災対策部のほうに質問させていただきます。

この耐震シェルター設置支援事業というのは、平成25年から平成30年まで三重県でやってもらってございました。今の事業名で言うと、地域減災対策推

進事業、この中に入っていたと思います。市町が行う耐震シェルターの補助に対して、県も協調で補助するという制度であったと思います。1件当たり12.5万円が最大、三重県産材の三重県版の耐震シェルターをやってもらった場合は20万円というそういったことがあったと思います。

なぜこれをやるかという、こちら、ちょっとパネルのほうを一つ用意させてもらいました。(パネルを示す) こちらは、令和5年度防災に関する県民意識調査の最後のページになります。

防災対策部がやっていただいております県民意識調査で、最後のページ辺りは、県土整備部が項目をつくってやっていただいておりますので、どうもありがとうございます。これを見てもらって、問38、耐震補強工事をしない理由、選択肢の2番のほうで、「補強工事に多額な費用がかかるから」、65.7%、問39、耐震補強工事が可能な自己負担額は「50万円まで」が最大で49.4%、「100万円まで」が25.3%、問40、1階部分のみの耐震補強や耐震シェルターによる補強の意思ということでは、1番のほうでは、1階だけでも安価であれば実施したいということで37%、建物1階の部分で耐震シェルター設置に係る費用が安価であれば実施したいが27.3%という、そういった結果が出ております。

このように、本当に耐震補強、今回の能登半島地震、建物の倒壊によって下敷きになって圧死という方が多く発生したと、そのように聞きます。全体的な耐震補強工事をやっていただき、進んでいけば、本当にそれを充実させながらしていかないといけないんですけども、やはりこのアンケートで見られるように、やっぱりそこにかかるお金というのも皆さんそれぞれ限りがある中において、1部屋だけでも絶対に倒れない、そういった場所を造っておくということはとても重要であると思ひ、この、平成25年から平成30年までやっていただいた耐震シェルターの設置支援事業を再開するべきであると、そのように思っております。この6年間では、44件の補助実績があると、そのように数字をいただいておりますが、こちらの事業再開について、防災対策部長のお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

〔山本英樹防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（山本英樹） 議員からも御紹介いただきましたように、県では、過去に耐震シェルターの設置について高齢者、身体障がい者等が居住する世帯に助成を行う市町を対象とした支援を行ってまいりましたが、平成30年度をもって廃止しております。

しかしながら、今回の能登半島地震の被災地の現状を踏まえますと、特に高齢化率が高い地域では、住宅の耐震化がコスト面等から進みにくいといった課題もございます。そんな中で、耐震シェルターは、命を守る重要な手段の一つであると認識してございます。

今後は、南海トラフ地震をはじめとする大規模地震からの迅速な避難が困難な高齢者等の命が守られるよう御指摘の補助制度について、市町のニーズ等も踏まえながら検討を行ってまいりたいとそうように考えてございます。

〔36番 今井智広議員登壇〕

○36番（今井智広） 御答弁ありがとうございました。

しっかりと市町のニーズ等も聞いてもらいたいと思います。

ちなみに、伊勢市は、令和6年度からこの耐震シェルターへは、今、審議されていると思いますが、市のほうで予算をつけられると聞いております。鈴鹿市議会、また、四日市市議会のほうでは、今議会で、やっぱり耐震シェルター、能登半島地震を受けて必要なんじゃないか、この二つの市に関しては過去に実績もやっぱりございます、そういったところで、議会でも取り上げられる、他でもあるかも分かりません。やはり、今回の倒壊による死者数が多かったということも踏まえて、やっぱりこの耐震補強をやっていかなければいけないという思いが強くなっていると思います。

そこで、してもらえるかどうかは、いろんなアイテムをやはり用意しておくことと、稲森議員も言われたさらなる充実を図っていくということが重要だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

三重県版耐震シェルター、以前つくられたもので、本当にいろんな実験をして、強い建物で県産材の利用促進、理解促進にもつながると思ひます。こ

ういったことをしっかりともう一回御検討いただいて、私は、6月補正等でやってもらってもいいかなどそのようにまで思っております。どうぞ御検討いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（中森博文） 暫時休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（中森博文） 県政に対する質問を継続いたします。39番 舟橋裕幸議員。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇・拍手〕

○39番（舟橋裕幸） おはようございます。

新政みえ、津市選挙区選出の舟橋裕幸でございます。いつもはトリが指定席だったんですけど、今回は、会派のトップバッターを務めさせていただきましたと思います。

私のほうからも、このたびの能登半島地震、亡くなられた方に対して心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆さんにお見舞いを申し上げます。

一刻も早い復旧、復興を願いますが、恐らくは息の長い支援になっていこうかと思えます。既に発災後、知事を含め県の関係者の皆さんも現地へ入っていただきました。これからもきっと多くの方に行っていただくことになる

うかと思えますけれども、ぜひとも御安全にということをお願いしたいと思います。

被災報道を見ておますと、やっぱりライフライン、とりわけ水、電気の大切さを痛切に感じたところでございます。そういった意味で、今回の質問、水とか電気のライフラインのことも含めて質問をさせていただきます。

まず、水について質問に入らせていただきます。

1点目は、企業庁における水道用水供給事業及び工業用水道事業についてお伺いいたします。

まず、施設の耐震化等の状況及び水道用水供給事業の水需要の見通しについてお伺いいたします。

企業庁は、令和3年度において、水道用水を18市町へ供給しており、県内の水道供給量の30%を占め、工業用水は92社、105工場へ供給しており、県内の工業用水使用量の61%を占めています。つまり、企業庁の水道用水、工業用水の供給に支障が生じた際は、県民の暮らしの安全・安心の確保や、地域経済の発展に大きな障害となります。

三重県は、南海トラフ地震など大規模地震が予想されるとともに、過去に伊勢湾台風など大規模風水害に見舞われてきました。

地震や風水害が発生した場合、水道用水供給事業や工業用水道事業への被災を最小限にとどめるための準備が求められています。そのためにも、日頃から耐震化や老朽化対策、風水害対策を進める必要があります。

先日の報道によりますと、能登半島地震では、市町の水道事業だけでなく石川県が所管する水道用水供給事業も被災し、現在でも一部地域の家庭では断水が解消されていないということでありました。また、三重県は、管路の耐震適合率が全国平均41%に対し、低いという報道もありました。これは市町も含めた耐震適合率と推察しますが、残念な実態であります。特に、老朽化した管路の耐震化や更新は急務であります。

そこで、三重県企業庁が所管する水道用水供給事業及び工業用水道事業における施設や管路などの現状と耐震化、老朽化対策や風水害対策についてお

伺いたします。

次に、人口減少に伴う水需要の見通しについて伺いたします。

三重県の人口は、令和2年の177万人が、令和22年、2040年に150万人程度になると見込まれています。最近5年間の水道用水の供給量は、おおむね横ばいで推移していますが、人口減少に伴い、当然、水需要も減少が予想されます。

企業庁は、平成29年から令和8年までの10か年計画である三重県企業庁経営計画に基づき運営されていますが、2040年問題は、県政全般に関わるだけでなく、企業庁の経営の大きな問題でもあります。

2040年問題を見据えた人口減少に伴う水需要の見通しについても伺いたします。

〔山口武美企業庁長登壇〕

○企業庁長（山口武美） 水道用水供給事業及び工業用水道事業における耐震化、それと風水害対策及び今後の水需要の見通しについて御質問をいただきました。

そこでなんですけど、実は、企業庁への一般質問なんですけれども、実に2年数か月ぶりになります。それで、私の自席から演壇まで、僅か10メートルほどだと思うんですけれども、2年余りを要しました。それで、折しも今議会におきましても、質問が多々出ていますけれども、不幸にも能登半島地震が起きて、そういう中、様々なライフラインが損傷し、被災地の方々の生活に甚大な影響を与えているところでございます。そういう中、とりわけ断水が長期化して、被災者の方々の生活用水不足が続いていますけれども、私ども水や環境衛生を守る企業庁としましては、水の大切さが全国的に再認識されている中、その分、事の重大さを踏まえ、思いを込めてお答えさせていただきますと思います。

それで、企業庁ですけれども、平成7年に起きました阪神・淡路大震災を受けて、平成8年度に早々と施設の耐震化診断に着手して以降、これまで、浄水場などの主要な施設や水管橋など、復旧に時間を要するものを優先する

中で耐震化を進めてきているところでございます。

現在、議員からも御紹介がありましたけれども、10年計画の企業庁経営計画に基づいて、事業の方向性や道筋を示して、取り組んでいるところでございますけれども、主要施設や、それと設備更新などの老朽化対策を進めるとともに、令和4年3月の改定では、新たに、激甚化する風水害への対策も追加する中で、さらなる強靱な水道、工業用水道の構築に向けて取り組んでいるところでございます。

それで、まず、具体の耐震化の状況についてでございますけれども、水道用水供給事業におきましては、令和7年度までに、全部で浄水場が五つありますけれども、今、四つは終わっておりまして、あと一つ、令和7年度までには終わる予定で浄水処理施設の耐震化を完了することとしております。それと震災発生時に応急の給水活動の拠点となる調整池などの耐震化も進めているところでございます。それと管路ですけれども、全国平均は41%なんですけれども、これ、国が公表した令和3年度末時点の基幹管路の耐震適合率でございますけれども、私ども企業庁は65.8%、それで、計画満了の令和8年度までには70%まで進めることとしているところでございます。

一方、工業用水道事業ですけれども、令和3年度末には、浄水場が三つあるんですけれども、その浄水処理施設の耐震化は、もう完了しております。引き続き、浄水場の排水処理施設や配水池などの耐震化を進めてまいりたいと思います。

それと管路ですけれども、老朽化した管路の中でも、特に重要度の高い主要幹線などを優先して耐震管に更新するとともに、老朽化した制水弁の取替えを順次進めてまいります。

それと老朽化、風水害対策としまして、水道、工業用水、両事業で使用しているポンプなどの電気、機械施設の老朽化対策としましては、定期的な点検を通して、劣化、損傷の程度を把握し、個々の設備の耐用年数、劣化状況等を総合的に判断して更新を進めてまいります。

それと風水害につきましても、全部で14施設の対策を令和8年度までで終

わりたいなと思っっているところでございます。

こういう中、水需要の話でございますけれども、当庁の水道用水供給事業、県内水道の3割ほどで、これ、年間で大体7500万立方メートル、1日当たりになると21万立方メートルなんですけれども、最近の傾向としましてはほぼ横ばい状況となっております。

これにつきましては、一部の市町におかれましては、当庁の水道用水供給事業を基幹施設と位置づけていただいた上で、今まで市、町が使われていた水を県の水に巻き替えていただくようなことも含めて、これ、県水転換と呼んでおりますけれども、そういうこともしていただいているところがございます。

将来にわたりまして、三重県水道広域化推進プラン、これは令和5年3月に策定されましたけれども、それらも踏まえた上で、共同設置であるとか利用の一つとして位置づけられていることもあり、今後、同様の取組が進んでいくものと考えているところです。

このため、長期的な需要の見通しですけれども、県内の人口減少の影響を受け、これは当然、減少は考えられるものの、今、申し上げたようないろいろな手だての中で、県内水道の基幹施設として、私どもがやっていく中で、大きな極端な減少はないのかなと思っておりますけれども、そうは言いつつも、重要度が増していく中で、さらなる経営の努力に励んでいきたいと思っております。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○39番（舟橋裕幸） 今議会って、やっぱり能登半島地震の影響がすごく大きいんだなとしみじみ感じるのは、質問の項目に、やっぱり地震の教訓をどのような形で県政に生かしていくかという意識の強い方が多いんだらうなと思っながら、今日、聞いています。

そうした中で、国のほうからいわゆる国土強靱化の予算や何かが来ると、ややもすれば、目につく道路だとか、橋梁だとか、堤防だとかというところに注目が行きがちでありますし、水道、下水道、そういったものはどうしても見えませんので後回しということになるリスク、危険性があろうかと思っ

ます。

経営計画を立てていただいて、順次、今、目標達成に向けて努力をさせていただいておりますので、引き続き、場合によったら、ちょっと知事部局からお金もたくさん頂いて、前倒しを頑張っていただけたらなと思います。

次に、今後の企業庁の人材育成の取組及びデジタル技術の活用について伺います。

企業庁技術系職員は40歳以上が8割を占めていると伺っています。当然、大量退職後の若手職員に対する技術継承や人材育成が強く求められます。

そこで、急激な技術職員の減少に対する人材育成の取組をお伺いします。また、人材不足を補う方法として、デジタル技術があります。

新聞報道で、長野県において、人工衛星を使い、漏水エリアを見つけ出す点検が実施された、調査の期間短縮や効率化が期待できるとありました。新たなデジタル技術などを有効に活用すべきと考えますが、お考えをお伺いします。

〔山口武美企業庁長登壇〕

○企業庁長（山口武美） それでは、人材育成の取組及びデジタル技術の活用についてお答えさせていただきます。

企業庁では、技術系職員の年齢構成、御指摘がありましたけれども、かなり高齢層の割合が高くなっておりまして、なかなか採用状況についても厳しさが増しておるところでございます。そういう中、経営環境の変化も踏まえつつ、よりよい経営を目指して、現在、経営の改革を進めているところでございます。それで、本年度当初に行った組織改正ですけれども、人材マネジメント班というのを主管課の中に新たに作りまして、人材の確保であったりとか、育成体制の強化、それとモチベーション向上などを図るとともに、デジタル技術の導入等も見据えて、今年度9月には、企業庁経営改革取組方針を策定し、デジタル技術の導入などの経営基盤の強化にも取り組んでいるところでございます。

それで、まず、人材育成と技術継承についてなんですけれども、今般、よ

り実践的な研修ができるよというこで、現在予算立てを行っているところではあるんですけども、研修施設の充実を図っておりまして、人への投資を積極的に行う予定でございます。それとデジタルと人への投資で、合わせて、額の多寡でどうこう言うつもりはありませんけれども、1億円ぐらい行ければなというようなこで、それぐらい取り組んでいこうと思っている。これは、企業庁だけじゃなくて、市、町も含めて、技術力の向上に資するものの施設でありたいなど考えております。

それと併せて、職員の今後についてなんですけれども、議員から御指摘がありましたように、実は技術系職員で40歳以上が8割、逆に申しますと、10代、20代、30代の若手・中堅職員が2割ちょっとなんです。若手職員、中堅職員の数は少なくて役職も低い。そうすると、もしかすると、ものの言にくい組織になっているんじゃないかという懸念もしておりまして、若手職員、中堅職員が言えば変わると、やれば変わるというような組織風土の醸成も併せて必要でないかなと考えているところでございます。

そういう中、職員の成長実感に関する意識調査であったりとか、若手職員との意見交換を行うなど、職員の成長が組織力の向上につながるよう人材マネジメントに取り組んでいるところでございます。それと、従来から進めているところでもありますけれども、技術系職員として求められる配水運用であったりとか、漏水時の緊急対応などについても、OJTを中心として、しっかりベテラン職員がその技術の伝承に努めているところでございます。

次に、デジタル技術の活用でございますけれども、これにつきましては、施設の維持管理を効率的かつ効果的に実施するため、これまでも、ICタグを利用した貯蔵品の在庫管理システムの導入であったりとか、それと、水処理工程の最適化に向けたAIの活用といった新しいデジタル技術の調査研究を積極的に現在進めているところでございます。それで、これにとどまることなく、さらなるデジタル技術の活用を進めるために、工業用水道事業におけるユーザーへの自動検針、スマートメーターですけども、導入の検討を進めているとともに、ドローンを活用した水管橋、なかなか人が行きにくい

ところですが、その点検実施に向けても準備をしているところがございます。

こうした不断の改革を積み重ねることにより、取り巻く環境変化に的確に対応し、三重県企業庁において、将来にわたり県民の日常生活や経済活動に欠くことのできない水道用水及び工業用水を持続して供給できるよう努めてまいりたいと思います。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○39番（舟橋裕幸） 企業庁は、技術屋集団ですから、技術の継承と人材育成は非常に大切でありますけれども、人事委員会の資料を見ていると、県庁の年齢構成、35歳から45歳が非常に少ないという現実ですから、県土整備部の土木屋、農林の技術屋、共通の課題だと思います。また、県庁全体として、そういったことについても考えていただきたいなと思います。

最後に、企業庁にお願いしておくのは、国は、公共施設等運営事業と管理・更新一体マネジメント方式を備えたウオーターPPPの導入拡大を図るとしています。また、海外の企業が、日本の水道事業に参加している実態もあります。

殊、命に関する水の問題であります。災害時の早期復旧も考慮し、安易な民間委託は慎むべきと申し上げておきます。

それでは、2点目の再生可能エネルギーの利用促進についてお伺いします。

火力発電の燃料となる石油や石炭は、多くは海外に依存しています。エネルギーは、食料と共に日本の安全保障の根幹であります。

今後、増加が期待される再生エネルギーは、太陽光や風、水由来であり、まさにエネルギーの自給率100%で、エネルギーの地産地消であります。

昨年12月に開催された国連気候変動枠組条約第28回締約国会議、いわゆるCOP28の成果文書では、2030年までに再生可能エネルギーを3倍にするとありました。政府も2050年カーボンニュートラルを宣言し、2030年度において、温室効果ガス、2013年度比46%削減を目指しています。また、企業が自らの事業の使用電力を100%再生エネルギーで賄うことを目指す国際的なイ

ニシアチブ、RE100に参加する企業は増えています。

三重県では、令和3年に三重県地球温暖化対策総合計画を策定し、令和8年度までの5年間に於いて、六つの柱で「ゼロエミッションみえ」プロジェクトに取り組んでいます。この柱の中の一つであります再生可能エネルギーの導入、利用促進について伺います。

ただ、県議会では、本年度、再生可能エネルギーに関する検討会を設置し、私もその委員でございますので、太陽光発電や風力発電の地域との共生については検討会の議論に委ねます。

令和3年10月閣議決定の国の第6次エネルギー基本計画では、2030年度における再生可能エネルギーの電源構成比率を36ないし38%程度と見込み、主力電源化の徹底を図るとしています。令和2年実績が19.8%からしますと、非常に高いハードルと言えると思います。

こうした中、令和5年度の政策企画部予算において、重点新規事業として、「ゼロエミッションみえ」プロジェクト総合推進事業1618万円の中に、再生可能エネルギーの特性を生かした地域経済の活性化プロジェクト事業1000万円で、発電に関わる地域資源の賦存量や地域の電力需要を含めた現状とエネルギーマネジメントに関する課題の把握を進めるとともに、具体的な取組方向の検討を行うとして、地産地消型エネルギーシステムの構築に向けた事業が予算化されました。

事業活動で消費するエネルギーを100%再生可能エネルギーで調達する企業が、今後、増加することが見込まれれば、県北部地域の再エネ需要は増大しますが、現時点での供給は、用地問題もあり難しいと考えます。一方、県南部地域は、再エネ発電施設が今後も増加していくでしょう。そこで、両地区のニーズを仲介し、エネルギーマネジメントをするSPC、特別目的会社が求められます。

熊本県では、県が主導して、来年度中に、民生・産業部門へ取次ぎ、契約により、再エネ電気を供給する地域エネルギー会社を設立し、全県展開を目指しています。一方、四日市コンビナートでは、カーボンニュートラル化に

に向けた議論や検討が進められています。加えて、自動車関連産業や半導体製造会社なども世界基準となりつつあるRE100を目指すと思われます。

こうした背景の下、予算の説明書によりますと、令和5年度事業では、先ほど申し上げましたように地産地消型エネルギーシステム導入に向けて、調査と具体的な取組方向を検討とありましたが、来年度は、事業化可能性調査と記載されています。

私は、事業化に向けた姿勢が後退しているのではないかと危惧しています。

そこで、令和5年度予算で行われた地産地消型エネルギーシステム導入調査の調査結果についてお伺いします。

次に、令和6年度、地産地消型エネルギーシステム導入の事業化に係る可能性調査の具体的な内容についてお伺いします。

最後に、2年間、調査検討をしていただくわけですけれども、事業化に向けた具体的な取組はいつ頃になるのか、お伺いします。

〔後田和也政策企画部長登壇〕

○政策企画部長（後田和也） 地産地消型エネルギーシステムの導入に向けた取組状況と今後の展開について御質問をいただきました。

地域でエネルギーを創出しまして、地域で有効活用する地産地消型エネルギーシステムの構築につきましては、国のエネルギー基本計画においても、脱炭素化を促進するCO₂を排出しない再生可能エネルギーの普及拡大に貢献する重要な取組とされているところでございます。

また、このシステムを導入することにより、これまで料金として地域外に流出していた資金を地域内に循環させることができまして、地域の経済活性化につながるということや、新たな雇用の創出などが期待されるところでございます。

こうしたことから、今年度は地産地消型エネルギーシステムの導入に向けた基礎調査として、県内の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル、県内の各市町の電力需要、市町への再生可能エネルギーの導入意向に関するアンケートやヒアリング、再生可能エネルギー導入の先行事例について調査をし

てまいりました。

その調査結果の概要ですが、太陽光の県内導入ポテンシャルが全体の44.5%と最も高くなっておりまして、また、県内の電力需要は、製造業が多く立地します津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市の5市で、全県の電力使用量の6割以上を占めるという結果が分かってまいりました。

また、先行事例の調査では、電力を供給するために、自治体が参画して立ち上げる新会社が再生可能エネルギー導入促進と地域の活性化に重要な役割を果たしているということも確認したところでございます。なお、市町からは、一基礎自治体の取組だけでは、再生可能エネルギーの導入促進、ひいてはカーボンニュートラルの実現というのは困難であり、県に対して広域的な再生可能エネルギーの供給を期待する意見をいただいているところでございます。

こうした結果を踏まえまして、北部の旺盛な需要に対しまして、南部からの再生可能エネルギーの供給も見据えまして、地域エネルギー供給会社を新たに設置することで、導入ポテンシャルが最も高い太陽光発電の県内での地産地消を図ることとし、同社が発電設備を設置または維持管理を行い、長期契約により電力を販売する仕組みを活用した電力供給事業のプロジェクト案を取りまとめたところでございます。

令和6年度は、次のステップといたしまして、プロジェクト案の事業化に向けた可能性調査を実施したいと考えております。具体的には、実際に事業に参画したいと考える企業を公募し、その事業者をはじめ、金融機関や市町、有識者の意見も踏まえながら、行政施設の屋根や同施設内の未利用地など、太陽光発電設備を設置する場所や電力を供給する施設を選定するとともに、事業の目的や方針、また、損益計算、リスク分析、スケジュールなどを盛り込んだ事業計画案を策定することとしております。

その際、重要な役割を果たす地域エネルギー供給会社の県内への新たな設置について、その組織の在り方でありませうとか、地域企業との事業協力体制を検討してまいります。また、議会において、現在、検討が進められており

ます再生可能エネルギーに関する検討会の議論も踏まえまして、地域との共生が図られた適切な再生可能エネルギーの導入、利用が進むよう県の関与方法についても検討してまいりたいと考えております。

これらの調査検討を令和6年度のできるだけ早期に終え、「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針に記載したロードマップを1年前倒しし、令和7年度からは行政施設への導入を図るなど、できるところから、いち早く事業の実証、実装を開始できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

[39番 舟橋裕幸議員登壇]

○39番（舟橋裕幸） 御答弁がありましたように、この事業の意義は十分認識しておりますし、逆に僕は期待しているところでございます。

ただ、令和5年度と6年度の予算書を見ていますと、私、頭が悪いものでそこまで読み取れませんでしたけれども、積極的に進めようというような御答弁をいただきましたので、今後ということになろうかと思えます。ただ、プランニング、調整の政策企画部ですから、具体的に事業を起こされるんだったら、やっぱり雇用経済部ということになると思うんです。雇用経済部の事業として立ち上がってくるのがいつかなというのを期待しながら、今後、推移を見守っていきたいと思えます。同時に、そのときには、特別目的会社ですか、県がどのように関与していくか、金の面、それから、口出しの面、いろんなことがあろうかと思えますけれども、随時、熊本県はもう新年度から始まるのですから、あまり後れを取らないように努力していただきたいなと思えます。

話は変わりますけれども、環境省の事業で2025年までに100か所の脱炭素先行地域の指定事業というのがあるんです。既に4回の選定があり、全国36道府県95市町村で74提案が採択されています。県レベルでは秋田県と熊本県があり、三重県は、市町も含めて提案採択ゼロであります。地域脱炭素の推進のため、有利な交付金の支援でもありますし、県としても活用したらどうかと思います。

そこで、県内市町における脱炭素先行地域の採択に向けた取組状況を再質問として、お聞かせいただきたいと思います。

○環境生活部環境共生局長（柘屋典子） 脱炭素先行地域につきましては、議員に御紹介いただきましたように、令和4年1月から4回の募集で全国で74地域選定されているんですが、県内からも複数の市町が今まで応募してもらっているんですが、残念ながら選定されていないというような状況でございます。

県では、平成27年度から市町と共に、脱炭素の取組を進める低炭素なまちづくりネットワーク会議というものを開催しておりまして、今年度は国の事業も活用しまして、脱炭素先行地域を選定する委員会の委員ですとか、それから、実際に脱炭素先行地域に選定された他県の自治体の職員を講師にお招きしまして、意見交換会を3回実施してきたところでございます。

引き続き、脱炭素先行地域の選定につながるよう市町に対して先進事例ですとか、あるいは国の支援策等の情報を提供するとともに、個別に御相談もあれば、意見交換等を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○39番（舟橋裕幸） 再生可能エネルギーの勉強をしておるときに、ぼっと目に入ったのが、この脱炭素の環境省の事業だったんです。

別にこれだけで目くじら立てるつもりはありませんけれども、県も、過去から、国の有利な交付税措置やとか、支援制度をうまく活用して事業を推進してきた経過がありますので、これに限らず、いろんな面で事業を活用して、脱炭素に向けた取組を積極的に進めていっていただきたいと要望しておきたいと思います。

続いて、3点目の伝統工芸品についてお伺いします。

まずは、三重県伝統工芸品の指定拡大です。

昨年9月定例月会議にて、令和5年度一般会計補正予算の中で、伝統産業の事業継承を下支えするため原材料価格の高騰対策への支援として、県独自

の新規事業2150万円が計上されました。1事業者当たり10万円といえどもありがたい支援であります。

対象は、国指定伝統的工芸品の指定組合の構成事業者、または県指定伝統工芸品の指定事業者とあります。昨年12月末申請締切りで、158事業者中72事業者の申請があったと伺っています。事業者の多くは零細企業であり、当を得た支援と言えます。伝統工芸品指定外の事業者は、逆に悔しい思いをしています。

三重県の伝統工芸品は、国の経済産業大臣指定の四日市萬古焼、伊賀焼、伊賀くみひも、鈴鹿墨、伊勢形紙の5品目をはじめ、三重県指定の33品目があります。

県の伝統工芸品指定制度は、平成6年から始まり、平成6年、7年の2か年で26品目が指定されました。その後、間を置いた後、平成25年の擬革紙と和釘が指定され、以来、新たな指定はありません。

ものづくり先進県を標榜し、歴史と伝統を重んじる三重県として、伝統工芸品指定の申請を待つのではなく、積極的に保存、育成に向けた政策誘導をすべきと考えますが、お考えをお伺いします。

また、全国の都道府県別伝統的工芸品一覧によりますと、いばらき組子、新潟漆器、大阪欄間、広島仏壇、長崎べつ甲、まだありますけれども、など県名を冠した工芸品が見られます。これらの工芸品は、県の一部地域ではなく、広く県内に事業者が分布しているケースもあると推察されます。

三重県をはじめ、各県とも市町村経由の申請方式を原則としていますが、県内に広く分散する伝統工芸品を指定する際は、どのような対応をお考えか、お伺いいたします。

〔小見山幸弘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（小見山幸弘） 御答弁させていただきます。

県指定伝統工芸品制度でございますが、郷土の自然と暮らしの中で生まれ、受け継がれてきた工芸品の維持、発展を図ることを目的に平成6年に創設し、100年以上の歴史がある伝統的な技術・技法を用いて製造されるなどの要件

を全て満たした33品目を指定しておるところでございます。

伝統工芸の保存、育成に向けた取組でございますが、将来に向けて伝統工芸を産業として維持、継承していくためには、現代のニーズに合う商品づくりや魅力発信、販路開拓等の支援による振興が重要と考えております。

具体的な取組といたしまして、国や県の指定を受けていない事業者も対象として、トレンドに精通した講師陣による連続講座を開催しておるところでございます。

この取組では、伝統工芸の技術や技法を生かしながら、異業種との連携により、消費者ニーズに沿った付加価値の高い商品開発を支援しておるところでございます。また、開発した商品については、県内外のセレクトショップや百貨店などにおいて、販売機会の提供や情報発信を行っております。

今後も県内の伝統産業の保全、育成が図られるよう引き続き取組を進めてまいります。

また、県内の事業者が分散している場合の指定のことについて御質問いただきました。

県による指定に当たっては、伝統工芸品が各地域の風土に密接に根づき、地域の中で守り継承していくものであることから、製造事業者が所在する市町を経由して意見を付して申請していただくこととしております。一方でございますが、事業者が県内に広く分散している場合につきましては、組合等の団体が関係する全ての市町の意見を付した上で、製造地などの市町を経由して申請いただくこともできるところでございます。

今後も県の指定制度について、事業者や市町に対して丁寧に説明するとともに、申請手続が円滑に進むようしっかりと対応してまいります。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○39番（舟橋裕幸） 伝統工芸品、本当に零細企業ですから、やっぱり消えてなくならないうちに、大事なものはきちっとフォローしていただきたいと思っております。

指定内、指定外を問わず、今、支援していただいておりますようでございます。

ので、引き続きお願いしておきたいと思います。

もう1点目の指定に関してですけれども、どうしても、市町経由でないとかんと凝り固まったふうに皆さん思っていますから、やっぱり、今、おっしゃっていただいた、団体から、市町のそれぞれの意見を具申していただいて出すことができますよということはまだあまり知られていませんので、周知のほどをお願いしておきたいなと思います。

では、二つ目の三重県伝統工芸士認定制度の創設についてお伺いします。

国は、伝統工芸品の指定とともに、その作品を製造、制作する人材として、伝統工芸士の認定を行っています。ところが、三重県は、伝統工芸品を指定する制度はありますが、それを製造、制作する伝統工芸士の認定制度はありません。

伝統工芸士として認定されることは、伝統工芸品を制作する者に励みを与え、社会的評価を高め、後継者の育成及び伝統工芸品の次世代への継承に寄与し、もって工芸産業の振興を図ることが期待されます。

全国状況を調べてみますと、19都府県が伝統工芸士の認定制度を持っています。伝統工芸を守っていくためには、出来上がった製品を大切にすることは重要ですが、それを製造、制作する人材も大切であります。

そこで、県としても、三重県伝統工芸士認定制度を導入すべきと考えますが、お考えをお伺いします。

〔小見山幸弘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（小見山幸弘） 御答弁させていただきます。

今、御紹介もございましたが、国では、国指定の伝統工芸品の製造に係る技術、技法の継承や産地振興を図ることを目的に、条件を満たした熟練の製造事業者を伝統工芸士として認定しておるところでございます。

県内におきましても、四日市萬古焼、伊賀焼、伊賀くみひも、鈴鹿墨、伊勢形紙の五つの産地で約50名の方が認定を受けており、後継者育成や伝統的工芸品の普及などに取り組まれているところでございます。

県では、伝統産業の維持、発展に向けた今後の取組を検討するため、県伝

統工芸品指定事業者や市町に対しアンケートを行い、伝統工芸士制度に対する意見を伺ったところでございます。

その結果、製造事業者の意欲や技術の維持向上につながる、また、伝統工芸品の知名度や製造事業者の社会的評価の向上につながる、また、伝統産業の継承や次世代の確保につながるなど制度に期待する声があったところでございます。

一方、認定基準や審査の方法などをどのように定めるのかであったり、審査を行う者が職人の高度な技術や技法を判断できるのかという御意見もあったところでございます。

これらのことから、県での伝統工芸士制度については、製造事業者の意欲向上や県指定伝統工芸品全体の魅力発信、産業振興にもつながるものと考えられるため、いただいた御意見も踏まえながら、今後、検討を進めてまいります。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○39番（舟橋裕幸） アンケート結果は、前向きなんですよ、大体から。

部長、最後は「検討します」。検討というのがね、結果ができやんときもあるんですよ。よく私に分かるように、前向きにこの制度導入に向けて検討していただけるかどうか、もう一回、聞かせてください。

○雇用経済部長（小見山幸弘） 今、おっしゃっていただいたように、しっかりできるように前向きに取り組んでまいります。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○39番（舟橋裕幸） ありがとうございます。

私の頭でも理解ができましたので、期待しております。

やっぱり認定制度、品物と人と認定して、三重県のいいものを発信していく、そして人材を伝承していく、大切でございますのでよろしくお願いいたします。

では、最後に、二級河川志登茂川の河川改修についてお伺いいたします。

志登茂川治水事業は、昭和39年の伊勢湾台風の被害を受け、高潮対策事業

として防潮堤が築かれましたが、昭和49年、集中豪雨により一身田志登茂川水害が発生し、貴い人命が奪われるとともに、志登茂川水害訴訟として裁判で争うことになった大水害です。

平成16年の集中豪雨では、日雨量として津地方気象台観測史上最大となり、志登茂川でも、越水や内水による浸水被害が発生しました。

こうした中、県は、平成27年に二級河川志登茂川水系河川整備計画を策定しました。

整備計画では、志登茂川水害後の激甚災害対策特別緊急事業や昭和47年からの広域基幹河川改修事業等により、河口から前田川合流点までの6.4キロメートルの区間は、一定改修されましたが、残事業は、現在も継続中とあります。また、河川整備計画の対象期間を30年間とし、河川工事の施工場所は、志登茂川河口から近鉄名古屋線橋梁下流付近までの3.5キロメートルを対象にすると明記されています。

工事施工区間における市道江戸橋の架け替えや河道掘削、護岸整備、築堤などの事業の進捗を見るにつけ、昭和49年の大水害を経験した地区の住民にとって、次の近鉄名古屋線橋梁から上の平野頭首工までの河川狭隘地区の改修に期待が集まるのは当然であります。しかし、今の河川整備計画では、向こう20年間工事を行う予定はないと読み取れます。

一方、三重県と一身田平野地区で、昭和51年5月に、二級河川志登茂川改修工事に伴う平野井堰改築に係る協定が、知事と地元で結ばれています。

内容は、工期は3期に分け、1期工事は、現在の平野井堰改築であり、これは昭和56年に完成しています。2期工事は、昭和54年以降施工予定で、河川拡幅工事に合わせ、さらに水門1門を新設し、導水施設を改築する。3期工事は施工年度未定であります。河床切下げ工事に合わせ、水門継ぎ足し工事を施工するとあります。つまり、1期工事は早々に完成しましたが、2期、3期工事は捨て置かれ、40年たった今も未着工であります。加えて、このたびの河川整備計画では、向こう20年間工事をする気がないと書いてあります。つまり、県は、昭和51年に地元と約束をしましたが、以降60年間、工

事施工はしないということになり、あまりにも協定をないがしろにした住民軽視の内容と言わざるを得ません。

近鉄橋梁と伊勢鉄道橋梁の間は、河川幅が狭隘な状況にあります。河川改修は川下から進めること。近鉄名古屋線橋梁架け替え工事は大事業であることは、十分理解はしていますが、左岸部分は既に県有地であり、河川敷の状態です。

そこで、河川整備計画において、近鉄橋梁から平野頭首工までの区間を河川工事施工区間として見直していただくことを要望しますが、お考えをお伺いします。加えて、平野頭首工上流は、一定の川幅が確保されており、流下速度が遅くなります。極楽橋の兩岸及び川上に土砂が大量に堆積し、結果、河川が狭隘となっています。集中豪雨により河川流量が非常に増加した場合、ここがボトルネックになって、昭和52年に架けられた極楽橋の崩壊や越水を危惧します。

そこで、河川堆積土砂のしゅんせつ計画についてもお伺いいたします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** それでは、志登茂川の河川改修についてお答え申し上げます。

二級河川志登茂川につきましては、議員御指摘のとおり昭和49年の集中豪雨で大きな洪水被害が発生しましたことから、特に流下能力が低い横川合流点からJR紀勢本線までの区間について、昭和51年から昭和54年までに、河川激甚災害対策特別緊急事業により下流の流下能力に見合った範囲での河道整備や支川の毛無川排水機場等の整備を行いまして、一定の治水安全度を確保しました。

河川整備は、下流から実施する必要がありますので、平成27年に策定した河川整備計画により、現在は、河口から近鉄名古屋線橋梁下流までの3.5キロメートルの区間において、国道23号及び市道江戸橋の架け替え、築堤護岸整備、河道掘削等の対策を位置づけまして、令和4年度までに、市道江戸橋の架け替え、築堤護岸工は左右岸合わせて約3.2キロメートルのうち、約2.3

キロメートルの改修を行ったところであります。

今後は、未施工の築堤護岸工や河口部の河道掘削のほか、交通量が非常に多い国道23号、これの橋梁架け替えについて、関係機関と十分に調整を図りながら実施していく予定であります。

河川整備計画の見直しにつきましてですけれども、近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえまして、気候変動の影響を考慮した河川整備計画の見直しについて検討していく予定であります。

その中で、現計画に基づく事業の進捗状況を踏まえまして、近鉄橋梁より上流部の計画への位置づけについては、検討してまいりたいと考えております。

次に、堆積土砂撤去についてであります。県道久居河芸線に架かる極楽橋付近で、令和元年度に約3300立米の堆積土砂撤去を実施しております。

今後も河川パトロールなどにより、堆積状況を確認しつつ、津市及び地元自治会等とも調整を図りながら、優先度を踏まえまして適切に実施していきます。

河川改修、多くの時間と費用を要して、時間がかかっているということは十分理解しております。

引き続きしっかり予算を確保して進めるとともに、流域のあらゆる関係者による流域治水の取組、これも並行して進めまして、浸水被害の軽減に努めていきたいと考えております。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○39番（舟橋裕幸） しゅんせつのほうは、補正予算や何かでも結構ついていますから、新年度になったときの箇所づけに載っておるかどうか、楽しみに待っておりますのでよろしくお願いします。

河川整備計画、検討していくというお言葉でした。小見山部長のように前向きに読み取れる検討とは、とてもじゃないけれども読み取れなかったんですけれども、あと20年、これ、今、計画がありますよね。計画の中には、社会状況の変化などに合わせ、必要に応じて適宜見直しを行うと書いてあるん

ですけれども、どれぐらいのときにその見直しはしてくれるんですか。

○**県土整備部長（若尾将徳）** 先ほどお答えしたとおり、現在、気候変動の影響を考慮した見直しを随時行っていくこととしております。

ただ、三重県内、一級河川も含めて80水系ありますので、その中で、全部一遍にということはできませんので、必要に応じて見直しを進めているところでございます。

この志登茂川についても、各河川の状況とかも踏まえまして、検討はしていくと考えております。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○**39番（舟橋裕幸）** 近鉄の橋梁の手前までというと、国道23号の架け替え問題がありますし、これは、もう一つ、志登茂川河口の橋の架け替えまで待たなければならないようでは、私が生きておる間にはとても直らないんだろうなと思います。いろんな河川の中での議論で、そういうバランスを取らなければならないとおっしゃいますけれども、一方、昭和51年に知事と地元の人の約束事、協定書というものがあるんですよ。これがもう既に40年間放られてきたというのは、地元にとっても、脈々と自治会長はその書類を後生大事に引き継いでいるんです。私も何度かコピーをいただいて、これ、何とかしてくれと頼まれたこともあるんですけど、やっぱり、知事、田川元知事が結んだ協定書ですけども、この協定書の思いというのは、知事はどう考えてみえるんですか。

○**知事（一見勝之）** 私も、今回、議員に御質問いただいて、協定書を見せていただきましたけど、知事と自治会ですね、地元との協定書というのはあんまり見たことがないんですよ。

そういう意味では、やはり当時の昭和49年7月の洪水、非常に大きな洪水やったんやと思います。ちょうど私は中学に入る前でありまして、中学のクラスの出席番号が一つ前の人間が志登茂団地のほうに住んでいたようで、彼から話を聞いたんやと記憶していますけど、すごい大水が出たという話で、私は、亀山におりましたので、そのときは、洪水は経験していないんですけど

ど、ああ、そうやったんやなと思いました。その後、先ほど部長が答弁申し上げましたように、毛無川の排水機場やとか横川の水門改修で、大きな洪水は、それ以来は、そんなにはというふう聞いておりますけれども、しかし、当時、田川元知事が結ばれた協定書というのは、やっぱり我々にとって重いものであると考えています。

他方、先ほど部長から答弁申し上げましたが、河川の改修というのは、やっぱり順番にやっていかないといけない。下流をまず整備をせんと、上流だけ広げてしまっても、今度は水の流れる量が増えてきますので、下流で決壊を起こしてしまうということも出てくるわけでございます。そういったことも考えながら、地元ともよくお話をし、工事を進めていく必要があるかと考えているところでございます。

[39番 舟橋裕幸議員登壇]

○39番（舟橋裕幸） 知事と地元の協定書、レアケースらしいですけども、おっしゃるように大切に思っただけなら、それを十分考慮の上、県土整備部のほうで考えていただきたいなと思います。

今回の質問も、すぐ直せと言っているわけじゃなくて、整備計画を地元の協定書に基づいて見直してみたらどうですかとやんわりと質問させていただいたわけでございますので、全体のバランス、その協定書の重み等を考えていただきながら、できるだけ早く見直しをしていただけたらなと思います。

せっかく2分ありますので、ちょっと所見を述べさせていただきたいと思います。

知事が初当選されたときに、秘書課で、「秘書官はいないんですか」という御質問をされたというのが、結構、漏れ伝わってきたんですね。

御案内のとおり、秘書課の分掌事務には、知事及び副知事の秘書に関することということで、ある面では日程調整やとか帯同というのが彼らの責務になります。ところが、今年の、昔で言う知事復活の会議の写真が載っていました。一見知事の横は、普通は廣田副知事が服部副知事なんですけれども、その間に見知らぬ若いお兄さんが同じテーブルに座っています。こいつ誰や

と見て見えていたら、いや、秘書課の方です、秘書課の職員ですという話。あのテーブルへ座って同席をする。さっき申し上げたように、分掌事務はないんですよ。ない中で、秘書官を置くには、少しやり過ぎじゃないかなと、秘書官が少し権限を持って、各部長との調整に入っていくと、部を分けて担当している副知事は何をしとんのやということになるわけです。やっぱり秘書官の役割は、副知事の役割じゃないかなと思います。

もう少し各部の部長を信用して、そして、副知事にしっかり働いていただいて、知事の意向が伝わるようなシステムになればいいんじゃないかなと思いますし、あまり国のシステムがこうだから、県もそうしたいというお考えは持たないようお願いして質問を終わります。（拍手）

休 憩

○議長（中森博文） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開 議

○議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（中森博文） 県政に対する質問を継続いたします。48番 中川正美議員。

〔48番 中川正美議員登壇・拍手〕

○48番（中川正美） 伊勢市・鳥羽市選挙区選出、自由民主党、中川正美でございます。

まず初めに、本年1月1日に発生いたしました能登半島地震につきまして、お亡くなりになられました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被

災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

一瞬で大切な家族や家を失い、先が見えない中で、寒く不便な生活を送っておられる方々のことを思うと、他人事とは思えません。伊勢市出身の演歌歌手、中西りえさんが、「能登の海風」、「ひとり珠洲岬」と、能登にまつわる歌を歌われています。

能登と三重県の不思議な縁だと思うのでありますが、三重県の皆さんが能登の心を刻み、被災された方々に寄り添って少しでも助けになっていただくとともに、この震災から学び、災害に備えていただければと切に願っています。

それでは、質問に入ります。

まず、能登半島地震を受けた国土強靱化、道路整備についてお伺いいたします。

いつ発生してもおかしくないと言われていています南海トラフ地震により、大きな被害が想定されている本県では、これまでも備えを進めてきたと考えていますが、能登半島地震を受け、今まで以上にしっかりと強靱な県土づくりを進めていく必要があると思います。

中でも道路は、避難、救助をはじめ、物資供給等の応急活動を円滑に進めるためにも、通行が確保されていなければならない極めて重要なインフラの一つであります。

特に今回の能登半島地震では、道路の重要性がクローズアップされたと思います。道路が能登半島内の各所で通行止めになったことで、人の移動や物資の輸送に大きな支障が生じました。

本県の南部地域では、実質的に一本の道路しか結ばれていない集落も多くあり、こうしたところで大地震が発生いたしますと、能登半島で発生したように、孤立するところも出てくるのではないかと危惧いたしております。

対策としては、そうした集落に、新たに道路をもう一本造ることだとは思いますが、これにはなかなか時間を要することであり、今ある道路の強靱化を進めることが有力な対策であると考えます。

従前から、国や県では、地震発生直後から緊急輸送を円滑に行うため、緊急輸送道路の整備を進めてきたところであります。

国では現在、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を推進していますが、緊急輸送道路関係では、被災時に通行止めが長期化しないよう、橋梁や河川に隣接する道路構造物の流出防止などの取組を進めているところであります。

自然の力はとても大きいので、どんな地震でも崩れない構造物を造るのは、現実的ではありません。しかしながら、今回の能登半島地震では、これまでの大震災のように、大きな橋脚が倒れてしまった、落ちてしまったというような報道はされていないことから、専門家の正式な分析を待つ必要があると思いますが、個人的には、これまでの国土強靱化の取組の成果が一定程度あり、現在、復旧、復興のための物資を輸送するルートが確保されているのではと考えています。

そこでお伺いしますが、県におきましては、強靱な県土づくりに向け、国の5か年加速化対策も活用しながら、緊急輸送道路についてどのような対策を行っていくのか、その予定をお聞かせ願いたいと思います。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** それでは、国土強靱化、道路整備についてお答えいたします。

能登半島地震では、半島地形という特性が大きな阻害要因となりまして、被災地への陸、海、空の輸送ルートの確保や、孤立地域の解消など様々な課題が浮き彫りとなりました。そして、議員の御指摘のとおり、道路の重要性ということも、改めて再認知されたところであります。

このような課題を踏まえまして、まずは現在の国土強靱化対策を着実に進めていくことが重要と考えております。

現在、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を活用しまして、令和7年度末を目標年次とする5年後の達成目標を掲げまして、緊急輸送道路ののり面対策や橋梁の耐震補強等を進めているところであります。

まず、のり面対策であります。道路ののり面や盛土において、豪雨や地震時に崩壊するリスクがある箇所について、緊急輸送道路では今、149か所存在しております。

令和7年度末までに約60か所、全体として40%を完了する目標で道路ののり面、盛土対策を行っております。令和5年度末では37か所の対策が完了する見込みであります。

次に耐震補強、橋梁の耐震補強についてであります。大規模地震が発生した場合、橋梁等が損傷し、長期間通行ができないリスクがある箇所が、緊急輸送道路で553橋確認されておりました。

これらの橋においては、大規模地震が発生した際にも損傷が限定的なものにとどまり、速やかに機能回復ができるように、令和8年度末完了を目標に対策を進めておまして、令和5年度末では累計520橋、約94%の対策が完了する見込みで事業を進めているところであります。

引き続き、整備効果を早期に発揮できますように、5か年加速化対策を活用して整備を進めていきます。

また、5か年加速化対策期間中で対策が全て完成するわけじゃありません。のり面対策については、6割がまだ残ってしまうというような状況であります。能登半島地震をはじめ、昨今の災害の状況も踏まえた上で、緊急輸送道路などの強靱化をしっかりとこれからも進めてまいりたいと思います。

ただ、そのためには財源の確保が必要でありますので、5か年加速化対策と同様に、別枠に必要な予算が今後も確保されるよう、国に働きかけていきたいと考えております。

〔48番 中川正美議員登壇〕

○48番（中川正美） 御答弁いただきました。

今後とも、計画的な整備、維持管理を行っていただき、国土強靱化、県土の強靱化を進めていただきたいと思います。

それでは、次の問題であります。建設業の2024年問題であります。

建設業におきましては、2018年に働き方改革を推進するための関係法律の

整備に関する法律が制定され、大企業では2019年4月から、中小企業も2020年4月から適用されたものの、建設業や運送業では、その業界の状況を踏まえ、上限規制の適用が5年間猶予されました。しかし、その猶予期間も終了し、本年4月から全面適用されることから、建設業におきまして、他業種と同様の働き方が求められるようになってきます。

しかしながら、地域を回っていると、建設業は長年の働き方の慣習が根深く、なかなか容易ではないという、そんな声も聞きます。

日本建設業連合会の資料によりますと、建設業の労働時間は、他業種に比べて長く、2020年の年間実労働時間は、全産業平均と比べ、268時間長くなっています。

また、国土交通省の2020年調査によりますと、週休2日を確保できている建設会社は、約1700社中、約1割にとどまっております。

これまでのように、残業ありきで仕事を進めることが難しくなることから、工期の遅れ、人件費や現場管理費などのコスト増が懸念されています。また、工期が長引くことで、既に難しくなっています人手の確保がさらに困難になるおそれもあります。

こうした状況を踏まえまして、働き方改革関連法に対応した建設労働者の働き方の実現や、建設業に入職しやすい職場環境の整備が喫緊の課題となっております。

例えば、適正な工期の確保、生産性の向上、公共発注工事・民間発注工事双方での工事の週休2日制の推進といった取組を、地域の建設業者と主たる発注者である地方自治体と同じ方向を向いて進めていく必要があります。

建設業の現場で働く皆さんからは、特に民間発注工事において、週休2日工事にならないのではないかと、週休2日になっても厳しい工期設定がされてしまうのではないかと、週休2日を前提とした労務費が支払われず手取りが減少してしまうのではないかとといった声も聞きます。

そこで、建設業の2024年問題の解消、そして、持続可能な建設業の実現に向けまして、県として、これまでの公共発注工事・民間発注工事を問わず

様々な取組をされてきたと思いますが、今後どのような予定か、お聞かせ願いたいと思います。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** 建設業の2024年問題の解消に向けて、これまでどのように取り組み、今後どのように取り組んでいくか、回答いたします。

地域の建設業は、民間生活に必要な社会資本の整備、維持修繕はもとより、災害時の緊急対応など、県民の安全・安心を確保する上で重要な役割を担っておりまして、先月1月24日からの今年一番の寒気による大雪では、県民の安全・安心を確保するため、昼夜を問わず、除雪や融雪作業を行っていただいたところでございます。

しかしながら、地域の建設業では、就業者の高齢化、そして、若年就業者の減少が進行していることから、建設業の担い手確保に加え、入職しやすい環境を整備するための休日の確保や、長時間労働の是正による労働環境の改善、建設DXによる生産性の向上に取り組むことが重要と考えております。

建設業の2024年問題につきましては、働き方改革関連法により、令和6年4月から建設業へ適用される罰則つき時間外労働上限規制に対応した労働環境の改善が必要でございます。

労働環境改善の取組といたしましては、平成28年度から週休2日制工事を導入いたしまして、段階的に対象工事を拡大してきております。今年度からは、全ての工事で適用しており、令和5年度の達成率は95%を見込んでおります。

引き続き、週休2日制工事の定着を目指しますとともに、現場を止められない工事での交代制や、土日完全週休2日制工事の導入を検討していきます。なお、適用に当たっては、あらかじめ週休2日を見込んだ適正な工期の設定と、週休2日での工事に必要な経費を計上することで、下請も含めまして、受注業者に負担が生じないようにしています。

また、罰則つき時間外労働の上限規制の適用に対して、国におきましては、朝礼や準備体操、後片づけなどを1日の就業時間に含まれるものとし、令和

6年度以降、工事積算における標準歩掛や作業日当たりの標準作業量が見直される予定であると聞いております。県としては、遅滞なく対応していきたいと考えております。

さらに、建設企業のバックオフィスの支援による施工管理の分業化、クラウド上で発注者間のやり取りを行うASPや遠隔臨場など建設DXを活用した施工管理の効率化による労働時間の削減に取り組むとともに、施行時期の平準化につきましても、継続して取り組んでいきます。

市町に対しましては、発注者協議会での県の取組の情報提供、普及啓発と協力要請を継続して行っていきたいと考えております。

民間発注の多い建築工事の事業者に対しましては、三重労働局と連携しながら、建築確認審査機関などを通じまして、適正な工期の設定や、週休2日の確保、時間外労働時間の削減などを継続して周知啓発してまいります。

今後も引き続き、地域の建設業が将来にわたり存続できますように、建設企業の適正な利潤の確保に配慮いたしながら、これら労働環境の改善にしっかり取り組んでいく所存でございます。

〔48番 中川正美議員登壇〕

○48番（中川正美） 御答弁いただきました。

ぜひとも、地域の建設業が時代の変化に対応しながら、将来にわたって存続し続けるよう、いろいろな取組をお願いいたしたいと思います。

それでは次に、踏切における視覚障がい者の安全対策、踏切内への点字ブロックの設置について、お伺いいたしたいと思います。

三重県内には1262か所の踏切道があり、うち県が管理する道路にある踏切は126か所、その中でも主要鉄道駅周辺での多数の高齢者、障がい者等の利用が見込まれると国が指定いたしました特定道路等の踏切は4か所あります。

私は、かねてより視覚障がい者の方のバリアフリーに関心があり、例えば、視覚障がい者の方がまちを歩く際に、もっと多くの踏切の前に点字ブロックが設置されていれば、より安全に歩くことができると、いつも思っておりました。

そのような中、令和4年4月、奈良県内の踏切で全盲の視覚障がい者が列車と衝突し亡くなるという痛ましい事故があったことを踏まえ、令和4年11月定例会月会議での一般質問において、こうした事故が今後起きないように、踏切内への点字ブロックの設置について積極的に取り組むべきと質問いたしました。

あれから1年たちました。

本年1月には、国土交通省においてガイドラインが改定され、踏切道における誘導表示等の具体的な手法が示されました。

これで、視覚障がい者の方が、今後より安全に道を歩くことができるという期待とともに、視覚障がい者の方にとって、安全に踏切を横断することは切実な問題であり、一刻も早く、一つでも多くの踏切に安全対策を行ってほしいと強く思っております。

改めて、踏切道における誘導表示等について、現在の取組状況についてお聞かせ願いたいと思います。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（若尾将徳） 踏切における視覚障がい者の安全対策についてお答えいたします。

まず、経緯について、御説明させていただきます。

先ほど議員からも御説明がありましたが、一昨年4月に奈良県内で事故があったのを受けまして、道路の移動円滑化に関するガイドラインが、同年6月に改定されました。

ただ、ここで踏切道の安全対策については盛り込まれたんですが、踏切内への点字ブロックの使用については示されていないという状況でありました。

昨年度、議員からの御質問を受けまして、我々としては、早期に点字ブロック設置に向けて動いてきたところではありますが、三重県視覚障害者協会と協議、調整を進めている中で、協会のほうから、「視覚障がい者の混乱は避けたいので、全国的に統一したデザインや設置方法が決まった上で設置してほしい」という意見をいただいたところでもあります。

そういった意見を受けましたが、早期に進めるために、津新町駅横の踏切については、統一仕様が決定されたら速やかにできるように、鉄道事業者とは協議を進めてきたところであります。

そういった中で、踏切道における点字ブロックの仕様が、障がい者団体、学識経験者等の意見を踏まえて、道路の移動等円滑化に関するガイドラインが改定され、仕様が統一されるような改定が令和6年1月に行われたところであります。

この改定されたガイドラインの仕様に基づきまして、まずは、駅周辺で多数の高齢者、障がい者等の利用が見込まれる特定道路に指定されています4か所の踏切道の点字ブロックについて鉄道事業者と協議をしながら、順次整備を進めていく予定としております。

その中でも最も交通量の多い津新町駅、先ほど既に協議を進めていると言いました津新町駅の踏切手前の点字ブロックの整備については、今年度の実施に向けて整備工事の準備を行う予定でございます。

今後についてであります。特定道路以外の踏切道においても視覚障がい者の利用状況や地域ニーズなど、点字ブロックの必要性が高い踏切道については、三重県視覚障害者協会と調整を図りながら、順次対策を進めていきたいと考えております。

誰もが安全で暮らしやすいまちづくりを目指しまして、まずは、特定道路に指定されている踏切道における点字ブロックについては、スピード感を持って整備を進めていきたいと思っております。

〔48番 中川正美議員登壇〕

○48番（中川正美） ありがとうございます。

今年度中に対応すると、こういうお答えでございました。

ちなみに点字ブロックというのは、日本で発明されました。三宅精一さんという岡山県の方が1967年に。これが日本中、そして世界中に普及されておるわけなんです。点字ブロックのさらなる進化ということで、コード化点字ブロックとあるわけなんです。これも、ぜひとも、三重県で導入に向け

で考えていただきたいと、こんなふうに思います。

こういう質問をさせていただいて、視覚障がい者の方も喜んでおられると思いますし、なお一層、三重県視覚障害者協会とも連携を密にして、対応方をよろしく願いたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

時間の関係で、農林水産部への質問は分割であったわけなんです、一つにさせていただきたいと思います。

まず、本県への誘客や本県の魅力を発信する上で大きな役割を果たす農林水産物を活用した取組についてお聞かせ願いたいと思います。

三重県は、御承知のように、古くから海や山の豊かな自然に恵まれた美しい地域、美し国として発展してきました。

また、伊勢神宮をはじめ、世界遺産の紀伊山地の霊場と参詣道、国重要無形民俗文化財の鳥羽・志摩の海女漁の技術など、歴史的・文化的な資産も数多くあります。

このように、魅力的な地域資源が豊富な本県において、世界に誇れる資源として、特に重要だと考えますが、恵まれた自然と気候風土が生み出される山の幸、海の幸、野の幸、本県の食を彩る農林水産物。私は、食はその地域の魅力を最も分かりやすく伝えるものだと考えています。

これまで県では、県産農林水産物の認知度や評価を高めるとともに、販路拡大につなげていくため、首都圏、中京圏、関西圏のホテルやレストランにおいて、県産農林水産物を使ったフェアに取り組んでまいりました。

令和6年には、熊野古道の世界遺産登録20周年を迎え、令和7年には、大阪・関西万博の開催が予定されています。これらを県産農林水産物の販路の拡大はもとより、本県への誘客や魅力発信のチャンスと捉えて、これまで以上に大都市圏に効果的にプロモーションをしていくため、県産農林水産物を活用した取組をさらに進めていく必要があると考えていますが、農林水産部長に、大都市圏に三重の魅力を発信していくため、県産農林水産物を活用した取組をどのように進めていくのか、お伺いしたいと思います。

もう一つ、障がい者の方の就労、活躍の場であります農福連携についてもお聞かせ願いたいと思います。

私は、農福連携は、農林水産業の経営の発展、障がい者の生きがい創出や社会参加を支援する大変重要な取組だと考えており、平成30年に一般質問をさせていただきました。

本県での農福連携の取組は、平成23年度から始まっています。

農業と福祉をつなぐ人材の育成を中心に進めるとともに、林業や水産業にも取組を広げてきました。平成27年には、県内の福祉事業者で構成されます一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会が設立され、現在では、農福連携のワンストップ窓口を担っていただくなど、福祉分野、農林水産分野、行政との結びつきを強め、県内の農福連携を発展させるべく、日々尽力いただいております。

また、農福連携を全国的に広げるため、本県が主導して、平成29年に農福連携全国都道府県ネットワークが設立されました。平成30年には、全47都道府県が参画することになりました。

こうして農福連携が広がっていく中、本県では、これまでの取組により、農業への就労人数は、平成23年の179人から、令和4年には682人と、約3倍となっています。

また、農福連携に取り組む農業経営体での障がい者の雇用人数は、平成23年の17人から令和4年には38人と約2.2倍に増加しています。

地元の伊勢市の福祉事業所においても、農業参入やハーブティーなどの商品開発を通じて、障がい者の雇用拡大や賃金向上が進んでいます。農福連携が着実に進んでいることを評価したいと思います。

一方で、農福連携は、まだまだ発展途上だとも言えます。今後も、本県の農福連携がさらに進んでいき、農林水産業の発展と障がい者の就労拡大につながるようしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

これからの農福連携の推進と、そしてこれまでの成果、どのように取り組んでいくのか、お聞かせ願いたいと思います。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 2点、御質問をいただきました。

まず最初の農林水産物を活用した三重の魅力発信について御答弁申し上げます。

当部では、県産農林水産物の販路拡大を図るとともに、国内外に三重の魅力を発信し、誘客につなげるため、観光部と連携し、大都市圏のラグジュアリーホテルやレストランなどにおいて、県産食材を使った料理の提供や観光情報などの発信を行う三重県フェアを開催してきました。

これまでの取組ですけれども、大都市圏への販路拡大を希望される県内事業者とホテルなどとのマッチングに努めた結果、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて取組を本格化した平成29年度以降、56件のフェアが開催されました。

フェアでは、松阪牛、イセエビ、アワビなど知名度が高いものに加えまして、伊勢茶、熊野地鶏、伊勢マダイ、答志島トロさわらなど、延べ860の県産食材の活用につながりました。

令和6年度におきましては、これまでの取組に加えまして、首都圏などの空港における産直イベント、また、機内食やラウンジでの県産食材の活用など、航空会社との連携、令和7年の大阪・関西万博の開催を見据えまして、関西圏のラグジュアリーホテルや老舗料亭の総料理長など、影響力の強い人材と連携したプロモーションなどを進めていきたいと考えております。

引き続き、大都市圏への県産農林水産物を活用した魅力発信を進めることで、販路拡大につなげるとともに、食を含めた県全体の認知度の向上や誘客につながるよう、関係部局と連携して取り組んでまいります。

2点目の農福連携の推進についてでございます。

農福連携は、農林水産業における労働力の確保、障がい者の就労機会の拡大や賃金の向上、さらに、障がい者本人の自立の促進や、自信・生きがいの創出につながる取組と考えており、これまで重点的に推進を図ってまいりました。

議員からも御紹介いただきましたが、県では、一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会等と連携し、障がい者と農林水産業をつなぐ人材の育成や、福祉事業所による加工品の開発支援、消費者の方に農福連携で生産された農林水産物や加工品を販売する農福連携マルシェの開催、農福連携に関する相談に一元的に対応するワンストップ窓口の設置などに取り組んでまいりました。

その結果、農林水産業における障がい者の就労人数は、令和5年3月時点におきましては、1000名を超える1112名となっております。

一方、課題についてですけれども、農林水産事業者や福祉事業所からは、取組の発展に向けまして、より多くの方が従事できるよう、作業の負担を軽減すること、また、生産した農林水産物や加工品の品質を向上させること、販路の一層の拡大を図ることなどが求められております。

こうした課題の解決に向けて、JAや福祉関係団体等と連携を図りながら、今後は、スマート技術の活用による作業の省力化、高度な生産技術を指導できる人材の育成、農福連携を応援いただける消費者や企業をターゲットとした新たな販路拡大などに取り組んでいきたいと考えております。

引き続き、関係者と緊密に連携して、農福連携のさらなる推進を図り、農林水産事業者の経営発展と、障がい者の就労拡大や賃金の向上につなげてまいります。

〔48番 中川正美議員登壇〕

○48番（中川正美） 御答弁いただきました。

1点目の三重の魅力発信につきましては、本県の農林水産業や観光産業の発展につながるよう、ぜひとも、しっかりとした取組をお願いしたいと思っております。

また、農福連携につきましては、本県農林水産業を支える柱の一つであると、そういう農福連携にさせていただきたいと、こんなふうにする次第であります。

それでは、続きまして、教育の関係の御質問をさせていただきます。

障がいのある児童生徒と地域との交流についてお伺いいたします。

私は、伊勢市パラスポーツ協会の顧問を務めておりまして、この協会では、SSピンポン、かねて県議会でも御説明させていただいたことがあると思うんですが、これは生涯とスポーツの頭文字を取って、この協会が命名して、全国に広がりを見せている競技であります。

このような、障がい者だけでなく全ての方が楽しめる競技を広めるため、インクルーシブスポーツフェスタというものを開催しております。

昨年9月にも、伊勢市でポッチャの交流会が開かれました。多くの市民の方が参加され、障がいのある方も、そうでない方も、お互いに交流を深められておりました。

私は、このように障がいのある方もそうでない方も、共に地域で学び、活動していくことが大事であると考えております。

そこで、教育委員会にお伺いするわけでありますけれども、特別支援学校に通う児童生徒と他の学校の児童生徒の間で行われる交流や共同学習は、特別支援学校に就学する児童生徒にとっても、小・中学校に在籍している児童生徒等にとっても、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で大きな意義を有するものと考えています。

そこでお伺いしますが、県内の特別支援学校で学ぶ児童生徒と地域の小・中学校の児童生徒との交流学習について、現在の取組状況をお伺いしたいと思います。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、特別支援学校での交流や共同学習について答弁させていただきます。

特別支援学校が行う交流及び共同学習には二つの形があります。

一つは、近隣の小・中学校や高等学校との間で行う学校間交流、もう一つは、特別支援学校に通う子どもたちの居住地域にある小・中学校との間で行う居住地校交流、この二つの形です。

その交流の内容ですけれども、音楽や美術などの教科学習を通じた交流で

すとか、運動会、学習発表会等の行事への参加などがあります。

また、オンラインを活用しまして、朝の会とかホームルーム活動を一緒に行ったり、互いの学校紹介をしたりするなど、子どもたちの状況に応じた取組を学校間で十分に話し合っていて進めています。

交流及び共同学習は、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが互いを理解し、助け合い、支え合って生きていくことを学ぶ重要な機会ですので、今後とも引き続き積極的に進めてまいります。

[48番 中川正美議員登壇]

○48番（中川正美） ありがとうございます。

特別支援学校に通う児童生徒が、特に居住地である小・中学校との交流や共同学習を行うことは、居住地の小・中学校等の児童生徒と共に学習し、交流することで、地域とのつながりを持つことができると考えます。

そこで1点、再質問いたしたいと思うんですが、特別支援学校の児童生徒が居住する小・中学校に、副次的な籍を置くことについては、一般的に、副次籍や副学籍と言われているようですが、このことは特別支援学校の児童生徒と居住地域との結びつきを強め、交流や共同学習を推進する上で意義があると考えます。

現在、この副次的な籍について、県内ではどのような状況にあるのか、また、県としてどのように進めていくお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○教育長（福永和伸） 副次的な籍につきましては、居住地校交流を円滑に進めるための仕組みです。特別支援学校に通う子どもたちが、学籍をその特別支援学校に置いたまま、居住する地域の小・中学校にも副次的に学籍を持つものでございます。

副次的な籍を導入することで、小・中学校の子どもたちや教職員にとりましては、特別支援学校の子どもたちを自分の学級の子どもたち、自分の学校の児童生徒として意識し、障がいに対する理解を深めることにつながってまいります。また、特別支援学校の子どもたちにとっては、同世代の児童生徒

との関係づくりをさらに深めることになります。

また、特別支援学校の子どもたちが、居住する地域の小・中学校の避難訓練ですとか運動会などに、地域の方と一緒に参加することがございまして、これは地域の方にとっては、地域に特別支援学校の子どもたちが住んでいることを知るよい機会となっています。

副次的な籍は現在、松阪市、大紀町、紀宝町の3市町で導入しておりまして、次年度からは、伊勢市など7市町が加わりまして、合わせて10市町で導入となる見込みです。

副次的な籍の導入に当たりましては、市町教育委員会が作成する学齢簿等に副次的な籍となる小・中学校名を明記するなど、市町教育委員会の協力が欠かせません。副次的な籍の導入の意義ですとか目的等につきまして、市町教育委員会に丁寧に説明するなど、さらなる拡大に向けて取り組んでまいります。

〔48番 中川正美議員登壇〕

○48番（中川正美） ありがとうございます。

ぜひとも県内に広めていただきたいと思います。

続きまして、県立夜間中学について質問いたしたいと思います。

夜間中学につきましては、私が教育警察常任委員会に在籍していた折に、議論させていただいたと記憶しておりますが、昨年度、県立でみえ夢学園内に設置することが決定され、また先日、校名をみえ四葉ヶ咲中学校とすることが発表されました。

これを受け、本会議に三重県立中学校条例案が上程されております。

夜間中学についての、これまでの議論を思い起こしますと、とうとうここまで来たのかという感慨深いものがございます。

さて、校名にあります、四葉が咲くことが、多様な生徒が学び、それぞれの花を咲かせることをイメージさせるものであるとされています。恐らくは、四葉のクローバーをイメージされていると思うんですが、夜間中学で学ぶこととなる生徒にとりまして、未来に希望と誇りの持てるよい名前をつけてい

ただいたと私は思っております。

そもそも、夜間中学とは、戦後の混乱期の中で義務教育を修了できなかった人や、様々な理由から本国で義務教育を修了せずに、日本で生活を始めることになった外国籍の人など、多様な背景を持った人たちの学びの保障として、また最近では、形としては中学を卒業していても、不登校などの理由で十分に通うことができなかつた人たちの学び直しの場としての役割も期待されると聞いております。

そこでお伺いしますが、県立夜間中学みえ四葉ヶ咲中学校において、どのような学びを提供しようとしてされているのか。また、夜間中学へ入学を希望される方は県内各地に散在しておられると思いますが、遠隔地の方にはどのような配慮がなされておるのか。現段階での検討状況をお聞かせ願いたいと思います。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、夜間中学での学びの在り方について、答弁させていただきます。

県立夜間中学の方向性につきましては、設置基本方針（案）において、一人ひとりの願いが芽生える、伸びる、広がる学校を目指すとしています。

目指す学校の実現に向けまして、個に応じたきめ細かな指導、異年齢同士の探究的な学習など、多様な学びに対応できる指導、支援を進めてまいりたいと考えています。

また、日本語に不安を持つ外国につながる方の入学も想定されますので、やさしい日本語における授業や初期日本語指導を受けられるようにいたします。

さらに、夜間中学に入学する方は、学校行事や体験活動を経験したことがない場合もありますので、学校行事や体験活動を充実させまして、学校ならではの活動を楽しめるようにしてまいります。

それから、御質問のありました遠方からの入学希望者への配慮ですが、遠方からの入学希望者の受入れにつきましては、それぞれの事情に合わ

せて学ぶ時間を選択することができるように、15時30分から始まる昼間部と17時30分頃から始まる夜間部を設置いたします。

また、公共交通機関の利用が難しい場合に、車で通学することができるよう、駐車スペースを確保しています。加えて、通学が困難な方の学びの機会を確保するために、分校または分教室の設置が可能かどうか、他県の先行事例等を踏まえて検討を始めています。

誰一人取り残さない教育の実現に向けまして、県立夜間中学が入学を希望する一人ひとりの思いに寄り添いながら、学びの機会を提供できるよう準備を進めてまいります。

〔48番 中川正美議員登壇〕

○48番（中川正美） ありがとうございます。

ぜひとも、来年の開校に向けまして、様々な検討を続けていただきたいと思えます。

一点、再質問をさせていただくわけではありますが、県立夜間中学校の設置に当たりましては、併せて、学びの多様化学校、これまで不登校特例校と呼ばれていた学校も設置を検討されていると聞きました。

そこでお伺いするわけでありませけれども、学びの多様化学校の設置について、今後どのように進めていこうとされているのか、お示ししていただきたいと思えます。

○教育長（福永和伸） 学びの多様化学校というのは、不登校児童生徒を対象に、特別の教育課程を編成して教育を実施できる学校でございます。

国の第4期教育振興基本計画によりますと、全都道府県・政令指定都市への設置ですとか、全国で300校の設置を目指すとされております。

令和5年4月現在で、学びの多様化学校の指定を受けている学校は全国に24校ありまして、そのうち公立の学校は14校でございます。

公立の夜間中学で、かつ、学びの多様化学校の指定を受けている学校は、現在、香川県三豊市立高瀬中学校のみでありまして、福岡県大牟田市が令和6年4月の設置に向け、指定の申請を行っているところです。

学びの多様化学校では、年間の総授業時間数を減らしたり、体験型学習を多く実施したりするなど、不登校生徒の状況に合わせて柔軟な教育課程を実践することが可能でございます。

本県におきましても、様々な理由により不登校となっている学齢期の生徒に多様な教育機会を確保するため、令和6年度に、夜間中学の学びの多様化学校への指定を文部科学省に申請する予定でございます。今後、学びの多様化学校としての教育課程を検討してまいります。

〔48番 中川正美議員登壇〕

○48番（中川正美） ありがとうございます。

不登校児童生徒が、本県でも、公立学校で3845人ですか、現在の不登校の定義となった平成10年度以降、最大となっております状況であります。

不登校の要因は様々で、特効薬はないと思われまますけれども、引き続き、様々な対策を講じていただきたい。要望しておきます。

それでは続きまして、循環経済、いわゆるサーキュラーエコノミーに関する県の取組についてお伺いしたいと思います。

最近では、新聞紙上でも循環経済に関する記事を目にすることが多くなり、その動向に企業の皆さんの関心も高まっており、私も注視しているところであります。

循環経済の考え方は、ものを長く使用したり、再利用したり、リサイクルするなどするとともに、サービスを通じ新たな価値を生み出すことにより、原料の使用を極力抑え、廃棄物の発生を抑制する経済活動と言われており、今後、世界的な潮流となる可能性があります。

令和5年8月10日、岸田総理が富山県に地方出張された際、リサイクル工場を現地視察され、その際、岸田総理は、地方活性化の観点からもサーキュラーエコノミーの視点は重要と発言されました。

令和5年10月11日に、サーキュラーエコノミーに関する車座対話を実施され、岸田総理は、循環型社会形成推進基本計画を見直す際に、地方創生の観点も踏まえたサーキュラーエコノミーの政策を中長期的に重要な柱と位置づ

けていきたいとおっしゃっています。

岸田総理が、資源循環を経済対策として位置づけるとともに、地方創生の観点にも言及されている点に、大変関心を持っています。

さらに、循環経済への移行は、カーボンニュートラル実現の観点からも重要とされています。また、経済安全保障や産業競争力の強化にも資するものとされています。

さらに、地域の製造業などの動脈と、廃棄物処理やリサイクルなどの静脈とが連携した取組が地方創生につながるとされています。

このようなことから、国におきましては、審議を進めている第五次循環型社会形成推進基本計画に、循環経済を盛り込んでいくこととしており、具体的な指針の中で、循環経済への移行を循環型社会の推進のための原動力、いわゆるドライビングフォースとして重要な施策に位置づけています。

このような動きを踏まえますと、地方においても、いち早く循環経済への移行を施策に反映していくことが求められていくと考えています。

ここで、私たちの身近なところでも取組が進んでいますので、紹介させていただきたいと思います。

例えば、伊勢市内には、地ビールやウイスキーを製造する飲料製造工場がありますが、このようなところでは、麦芽の絞りかす等の食品残渣を脱水し、畜産用の飼料、いわゆるエコフィードを製造しています。

廃棄物となるものを丁寧に管理することで、有用なものに変えることができ、さらに、飼料価格の高騰の影響を受けている畜産農家の競争力強化にもつながるものと考えられます。

もう一つ、明野高等学校におきましては、生産科学科が養豚におけるエコフィードを研究し、豚肉をブランド化し、様々な商品開発につながっています。

そこで、環境共生局では、循環経済についてどのように取り組まれ、どのような課題があると認識しているのか、お伺いさせていただきたいと思います。

〔柘屋典子環境生活部環境共生局長登壇〕

○環境生活部環境共生局長（柘屋典子） それでは、循環経済についてお答えいたします。

持続可能な循環型社会の構築に向けまして、資源の循環的利用を促進することと併せまして、地域経済にも貢献する循環経済の観点というのは、県としても非常に重要だと考えております。

また、議員に御紹介いただきましたように、地域で食料残渣を利用したエコフィードの製造など、取組を進めていただいていることにつきましても認識しているところでございます。

県では、みえ元気プランにおいて、資源制約の深刻化も踏まえまして、廃棄物を産業を支える資源として捉え、循環的利用を促進するため、循環関連産業の振興による経済への好循環を生み出す取組を推進しております。

さらに、脱炭素化をチャンスと捉えた産業振興を図るために、「ゼロエミッションみえ」推進方針に基づきまして、プラスチック資源循環の高度化ですとか、太陽光パネルリサイクルに向けた取組を、今、積極的に進めているところでございます。

課題認識なんですけど、今後、地域で発生する廃棄物等を資源として、より有効に活用し、徹底的な資源循環を促進していくためには、先進的な取組への積極的な支援などによる地域と共生した循環関連産業の育成ですとか、地域の製造業などの動脈産業、それから廃棄物処理業などの静脈産業との連携が課題となってまいります。

そこで県では、循環関連産業の振興に向けまして、産業廃棄物の発生抑制ですとか、高度なリサイクルなどに係る研究、それから施設整備を行う事業者に対しまして補助制度を設けるなど、先進的な取組に対する支援を行っております。

また、農林水産部と連携したエコフィード等のバイオマス資源の活用促進ですとか、工業研究所と連携した循環資源の新たな活用促進などの取組を進めているところでございます。

令和6年度は、プラスチックの排出事業者とリサイクルを行う事業者をつなぐオンライン上のマッチングシステムの運用を開始するとともに、小売店等において回収した食品トレーを再び食品トレーにリサイクルするトレイトトレイといった取組などの動脈産業と静脈産業の連携に向けた取組を促進してまいりたいと考えております。

引き続き、県民、それから事業者、市町とのパートナーシップや、関係部局との連携を図りながら、循環経済の観点からも地域に密着した取組を一層推進してまいりたいと考えております。

[48番 中川正美議員登壇]

○48番（中川正美） ありがとうございます。

みえ元気プランに位置づけ、事業者の取組が進み、県は動脈産業、静脈産業の連携の課題解決に取り組んでおり、それはいい方向だと私は思っています。

しかしながら、国の動向などを踏まえますと、中長期的に循環経済の観点をさらに重要な施策にすべきと考えますが、どうでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

○環境生活部環境共生局長（柘屋典子） 県では、令和3年度に循環型社会の実現を目指しまして、廃棄物施策を推進するための三重県循環型社会形成推進計画を策定しておりまして、令和7年度には次期計画、令和8年度から12年度になるんですけれども、これを策定する予定としております。

今後、国の新たな循環型社会形成推進基本計画の内容ですとか、社会経済の情勢を踏まえて、この循環経済の観点もさらに意識したものとなるよう、この計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

[48番 中川正美議員登壇]

○48番（中川正美） ありがとうございます。

ずっと知事に御答弁いただかなかったものですから。

三重県は環境先進県ということで、これから国も一生懸命、この循環経済を積極的にやっつけよう、こういう方向性で、今、局長からは事務的な話

があったわけなんです、知事として、この循環経済にどのように取り組んでいくのか、また、決意等をお示ししていただきたいと思います。

○知事（一見勝之） これからの社会に重要なのは、2015年に国連が定めましたSDGs、特にサステナビリティだと思っています。

ここは、局長が答弁申し上げたような循環型社会を追求していくということが重要でございまして、また、議員もおっしゃったように、これからの社会は、そういうものがないと恐らく発展はしていかないと思います。

三重県は、今まで先人の知事をはじめ、議会の皆さん方が進めていただきました循環型社会、かなり先進的な取組をやっております。例えばプラスチックの再利用についても、他県よりも先駆けてやっているところがあります。

ただ、まだ足りないところもありまして、例えば、J-クレジットをどうするのかとか、そういった辺りは、他県の先進的な事例も学びながら進めていくところがあるかと思っています。

いずれにしても、これからの日本の発展、それから三重県の発展を考えたときに、決して避けては通れない大きな課題でございますので、県としても、先ほど局長がお答えいたしましたけれども、「ゼロエミッションみえ」の中にも循環型社会の考え方を盛り込んでおりますので、御指導いただきながらしっかりと対応してまいります。

〔48番 中川正美議員登壇〕

○48番（中川正美） ありがとうございます。

知事並びに局長から御回答いただきました。

みえ元気プランに基づき、取組を一層進めるとともに、次期三重県循環型社会形成推進計画の策定に当たっては、循環経済の視点をより強く取り込み、地域の皆様の魅力ある取組を後押しし、三重県の経済社会に関する課題解決に積極的に貢献してほしいと思っております。

また、雇用経済部など関係する部局との連携が不可欠と考えますので、今後一層、連携を深めながら進めていくことを要望して終わりたいと思います。

時間が若干ございますので、私の思いですけれども、私は昭和58年に三重県議会議員になりました。西場議員と同じく32歳でございましたけれども。初当選からもう41年経過するわけなんですけれども、この議場にいらっしゃる方も、当時、入庁された、県職員になられた方もいらっしゃると思うんですが、まさに同じ人生、同期として、今日まで迎えた方がいらっしゃるわけですけれども、そろそろという方もいらっしゃいますので、本当に、皆様に、関係する皆さん方に敬意と感謝を申し上げたいと思います。

私、この40年間、喜びも悲しみもいろいろありましたけれども、時として、人生で何かにつかつたときには、それは壁ではなく、扉なんだと。壁ではなく、扉なんだと。扉を開けると新しいものが出てくるんだと、そんな気持ちで、絶えず心の中でリフレッシュをしまっていました。

どうぞこれからも、そういった皆さん方、新しいステージで頑張っていたいで、新しい扉を開けて、新しい道をまた開けていただきたいと同時に、我が愛する三重県のために、今日までの経験を生かしていただいて、御支援、御協力を心からお願い申し上げまして、時間が残っておりますけれども、御礼かたがた質問を終わらせていただきたいと思います。誠にありがとうございます。（拍手）

休 憩

○議長（中森博文） 暫時休憩いたします。

午後2時9分休憩

午後2時20分開議

開 議

○議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（中森博文） 県政に対する質問を継続いたします。34番 東 豊議員。

〔34番 東 豊議員登壇・拍手〕

○34番（東 豊） 2月29日、一般質問、会派草莽、東豊でございます。

まず冒頭、能登半島地震によって犠牲になられた方々に、心からお見舞い、お悔やみを申し上げますとともに、今なお被災されて不自由な生活をされていらっしゃる方に対しまして心からお見舞いを申し上げ、一日も早い日常が取り戻されるよう、心から御祈念を申し上げたいと思います。

さて、一般質問に入らせていただきたいと思います。

私、選挙区は、東紀州選挙区になって初めての一般質問でございます。つまり、改選されて初めての一般質問ということになるわけでございますので、よろしくお願い申し上げます。

通告に従って、質問をさせていただきます。

能登半島地震を踏まえた南海トラフ地震への備えについてということで、代表質問でもそうです。一般質問でも、それぞれの方がいろんな角度で、この能登半島地震について、じゃ、紀伊半島はどうなのか。我が身はどうなのかって、本当に多岐にわたって御質問をされるということは、非常に、能登半島の地震が、被災が本当に紀伊半島と似ているということだと思います。

私も、そんなふうなことを思って、冒頭に申し上げたいと、質問をしたいと思っています。

大規模災害では、応急復旧を実施する前に、救援ルートを確認する道路啓開、つまり緊急車両などの通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正などにより救援ルートを作ることが重要だと、改めて認識したところです。

東日本大震災では、復旧活動の軸となる内陸部の道路を起点に、被害の大きい沿岸部へ、車両が通行できるルートを確認していく、いわゆるくしの歯作戦が功を奏し、東京方面から人命救助隊や医療チームをいち早く投入できました。

一方で、今回の能登半島地震では、能登半島の地理的特性により、幹線道路が限られるとともに、迂回路が少ないことなど制約があり、道路啓開に苦労しました、という報道であります。

私自身、この2月7日に金沢方面に向かいました。そして、金沢市で対口支援、つまりカウンターパートの要請状況を、部分的ではありますがけれども、確認するために聞き取りました。

ルートは、金沢から、まず東側、能登半島の東側の氷見市の経路で、上に上がって、北のほうに上がって、石川県七尾市で和倉温泉を目がけたんです。和倉温泉に向かったら、後で写真はお見せしますが、有名なホテルや旅館の建物が傾き、道路は陥没、港湾施設が被災し、背後地の液状化による被害状況。

また、今度は半島を横断しまして、半島西側の志賀町の海岸線の隆起、これも少し志賀町から北上しましたが、輪島市までは到達することができなかったんです。朝早く出たんですが、夕方、暗くなる前に帰りたかったので、そんなコースで行き届かなかったんですが、その近くまでは行くことができました。

水深が減少した漁港、地震による土砂崩壊など、駆け足でしたが、現地調査に行ってきました。

ちょっと駆け足で、見てきた様子を御覧いただきたいと思います。これ、（パネルを示す）和倉温泉の護岸のところですね。それから、これが少し北上したところ。す。（パネルを示す）漁港ですが、これ、明らかに岸壁のところと背後地のところは、どんと段差ができて落ちてしまったということがあります。

それから、（パネルを示す）これは和倉温泉の前にこういう公園があるんですが、こういう亀裂、断裂ができていているということでもあります。

そして、（パネルを示す）これは多分液状化の原因だと思いますが、本当に、地盤によってがたっと落ちているところ、ほかのところは何でもなくともそこだけやっているという、被害を受けているということです。

そしてこれが、（パネルを示す）皆さん御経験があるかと思いますが、和倉温泉の非常に有名な旅館であります。よく御覧いただきますと、この筋交いがずっと建物にあるんですが、全てクラックが入っております。それは、前面が沈下しているわけです。沈下して、つまり、これ、お客さんを入れることはできない。明らかに入れることができないという建物を生で、目の前で見てきました。

それから、これもそうです。（パネルを示す）これも液状化だと私思いますが、同じホテルなんですけれども、片方は別棟になっているんだと思います。ここで破断して、片方が大きく傾いている。ですので、当然、営業活動はできないという状況であります。20件ほどあるそうですが、そんなようなことですね。

それから、半島の西側に行って、北に上がった富来漁港というところで、（パネルを示す）小さい、第4種なので、私もあまり区別はどうかかなと、ちょっと確認をしたようなことなんです、近くの漁船が避難をする場所で、所管庁は水産庁となっていますが、県で管理しているんだと思います。石川県が管理しています。ここにも行ってきました。

そして、それはよくテレビなんかでも御覧いただきますが、隆起しているんです。（パネルを示す）これ、半島の西側ですので隆起海岸をずっと見てきました。これも同じように。（パネルを示す）そうです。ふだんは水の中にあるものが浮き上がってきているということでもあります。9枚の写真を御覧いただきまして、こういう状態です。

情景を見ていまして、水産というのは、非常に石川県が盛んでありますし、能登半島自体がそうだと思うので、我々、熊野灘沿岸も本当に似ているなという印象でございました。

険しい山とか半島地形、半島防災と言われますが、発生が危惧される南海トラフ地震においても、能登半島と同様の災害が発生し、主に、南海トラフは津波による災害復旧に困難を来す状況にあると想定しました。

直下の地震と南海トラフ地震みたいに、地震と津波の被害とは少し違うよ

うに思いましたけれども、いずれにしても被害状況を見て、似ているなどという印象でした。

現在、南海トラフ地震に備えて、今回の能登半島地震を踏まえて、半島防災の新たな危険というのを今まであまり想定しなかったところを見直していく。知事も言葉でおっしゃっていらっしゃいますが、ちょっと見直さなきゃいけない。今まで議論をされていなかったところがあるんじゃないかというようなこと。

それから、私、尾鷲に長いこと、今東京大学だと思っんですけど、片田先生って人がおられて、その方がやっぱり今まで議論が足りなかった部分だよ。これをやっぱりしっかりと、今回、本当に、震災は大変な状況ですけども、やがて、次の被災地である紀伊半島の人たちにとっては、これを参考に十分、半島防災の練り直しをぜひ行っていくべきだねというようなコメントもいただきましたので、そこについて御答弁いただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

続けて申し上げます。

その準備についてお尋ねしますということで、細かく、通告をしてあるので、まずは、港湾海岸の耐震化の状況についてを質問させていただきたいと思います。

能登半島地震につきましては、海上輸送による、つまり救援物資を入れようとしたものの、港湾施設の、御覧のように施設が破壊され、岸壁の背後の沈下や液状化など被害が大きく、発災当初は相当苦勞しているという報道があったところです。

能登半島地震を踏まえると、南海トラフ地震への備えとして、港湾岸壁の耐震化を進め、発災時に海上からの救援物資がスムーズに入れられるように準備しておくことが重要と考えます。

三重県地域防災計画によりますと、耐震強化岸壁の整備を推進するというふうには明記されていますが、現在の整備状況。能登半島地震を受けて、その整備の拡大を図るべき、強化を図るべきと考えますが、いかがでしょうか

というところで、引き続き、資料を御覧いただきたいと思います。

これが県の港湾図です。（パネルを示す）こういうふうには、耐震強化岸壁のところ、見て御覧のとおりです。耐震強化岸壁と、そうでないところとそれぞれ種別されています。

特に、長島港、尾鷲港、鵜殿港という三つが、熊野灘の、特に南のほうの港湾施設としては大きいわけですが、これも先日、慌てて写真を撮ってまいりました。（パネルを示す）どんな海岸かという、これは長島港です。底引きとまき網が今係留されていたところでした。これが、この岸壁です。長島港。次が、尾鷲港ですね。（パネルを示す）尾鷲港の耐震強化岸壁です。そして、（パネルを示す）これがちょっと遠かったのであれなんですが、鵜殿港の様子です。

特に熊野灘に面した重要港湾というのが、尾鷲港です。ぜひ耐震強化を確認していただきたいのと、それから水深の確保、マイナス5.5メートル、尾鷲港はなっていますが、堆積土砂も含めてヘドロが上積みになってくると、いざというときには使えなくなる可能性もありますので、日頃の点検と、それから、マイナス5.5メートルから上がってきたときに、ちゃんとしゅんせつをするようにという質問の趣旨です。

御所見を賜りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（若尾将徳） それでは、港湾岸壁の耐震化の状況について御答弁申し上げます。

耐震強化岸壁は、大規模地震の発災直後から救援物資等の輸送ができるように、通常岸壁よりも耐震性を強化した岸壁のことであります。

耐震強化岸壁は、背後の荷さばき地とともに、地域防災計画等で救援物資等の備蓄、集散上の拠点として位置づけられた港湾に設置しております。

三重県の港湾では、背後地域の被害想定、道路網の整備状況及び港の配置や役割、岸壁の規模、整備計画、予算など様々な状況を勘案しまして必要な耐震強化岸壁の整備を行ってきたところであります。

鳥羽以南の熊野灘沿岸については、地形要因などによって震災時に救援物資輸送等を海上輸送に依存せざるを得ない可能性が高いということもありまして、鳥羽港、尾鷲港、鵜殿港など6港で耐震強化岸壁を計画して、現在全て整備済みとなっております。

ただし鳥羽港については、昭和62年に整備しておりますので、その耐震強化岸壁が現行の耐震基準を満たしていないということがありますので、令和4年度から改良事業に着手しております。

今後の整備方針ということで、今回の能登半島地震で港湾施設を含めた輸送網が大きな被害を受けたということもありますし、多くの孤立集落が発生したというような状況でありました。これらの状況を受けまして、発災時の救援物資輸送の在り方など今後、様々な検証が行われるということが想定されます。

こういった中で、輸送体制の強化により、港湾の耐震強化が必要となった場合は、岸壁の耐震化の見直しなど、震災対策に取り組むことで、引き続き、震災時の防災機能確保に努めてまいりたいと考えております。

最後に、尾鷲港についてであります。尾鷲港は既に水深5.5メートル、延長100メートルの耐震強化岸壁を整備済みであります。

ただ、尾鷲港を防災拠点として港湾機能を維持するには、議員御指摘のとおり、水深の維持というのが必要であります。

そのために日常管理に加えまして、5年に1回の定期点検を行いまして、適宜しゅんせつを実施するなど、岸壁前面の水位5.5メートルの維持に努めているところでありまして、今後も適切な維持管理を行いまして、発災時に支障なく利用できるよう、努めてまいります。

[34番 東 豊議員登壇]

○34番（東 豊） ありがとうございます。

国が、また見直してくるといふことと、それに合わせて、ほとんど同時並行して、県も、ぜひ耐震強化岸壁を強化、拡大するべきところは拡大して、取り組んでいただきたいなと思います。

今のに関連して、ちょっと再質問をさせていただくんですが、本当は、事前通告をちゃんとしないといけないんですが、実は、県議会議員に当選して13年になるんですが、当初から言っていたことでもあるんです。10年前と同じ質問を繰り返すかもしれません。ということがありますが、これは、道路の交通ネットワークのことであります。

実は去年、ここに、紀伊半島の地図がございます。（パネルを示す）これ、ちょっと見にくいかもしれませんが、昨年12月24日、つまりクリスマスイブの日ですが、アンカールートの国道169号の崩土により通行止めになっています。広域迂回というのが継続中であります。

紀伊半島のアンカールートを補完する奈良県側の国道169号から、紀勢自動車道と重要港湾の尾鷲港、先ほど申し上げた尾鷲港を結ぶ東西のラインが必要ですよということは、図面上、地図を見ても明らかだと感じますし、地元の人たちからもそういう声が上がってきております。

内陸部から三重県側へ、つまり奈良県側から三重県側へ緊急輸送道路として、また海上、尾鷲港から内陸部への緊急輸送道路としてその役割を担う新たな国道。前回、1年前にも皆さんに、行政当局に質問したんですが、国道425号というのがありますが、とても、迂回路、迂回路、工事中が多くて、迂回路、通行止めが結構あったんですけども、その道のバイパスが今後必要なのではないかということが1点目です。

それからさらに、内陸部から三重県側への緊急輸送道路として、また、長島港から内陸部への緊急輸送道路、同じパターンなんですが、現在進めている国道422号というのがあります。これは道路改良をずっとやっていただいています、県の事業でやっていただいて、今、3工区、工事が着工している、それを、とにかく早期完成させてほしい。

知事のお力もありまして、補正予算も含めて、政府からの国家予算を引っ張ってきたということもありますが、とにかくこの3工区を早く完成させてほしいし、もう一方で、この未開通区間というのがこのマップ上はありますが、私は抜本的道路整備が必要と考えています。10年前も一緒の話をさせて

いただきました。

このことについて、県当局の御答弁をいただければと思います。

○**県土整備部長（若尾将徳）** 国道422号と国道425号の整備状況ということでありますが、まず国道425号でありますけれども、このバイパス計画ということでありますが、ここの地形、非常に急峻でありますし、県境を越えるということで、奈良県のほうに続いている道路ということなので、奈良県と計画については調整しながら熟度を高めていく必要があるということで、なかなか時間がかかると考えております。

現在は、災害の備えとして、落石のおそれのある道路のり面の対策を進めておりまして、今年度2か所で工事を行っております。

まだまだ対策の道中で48か所残っておりますので、順次整備を進めていくということを考えております。

次に、国道422号でありますけれども、こちらについては、河合地区、大原地区、下地一志子地区の3か所において、現道拡幅とバイパス整備を実施しているところであります。この3か所、早期完成に向けて事業を推進しているところであります。

議員御指摘の、この先の未開通区間についてでありますけれども、こちらも非常に急峻な地形ということでもありますし、延長も十数キロメートル延びているということで、非常に予算と期間がかかるような計画となってくると思います。

そういったところで、なかなか、今すぐ着工するというのは非常に難しいと考えているところであります。

ただ今回、能登半島地震で被害がありまして、災害時における道路の重要性というのは再認識されたところであります。南海トラフ地震に備えまして、最初のほうで、議員がおっしゃっていたとおり、道路啓開、これが一番大事だと思いますので、まずこの道路啓開の体制というのをしっかり見直して、さらなる強化を進めていくと考えています。

それとともに、孤立を防止する道路整備というところも、改めて見直して

いきたいというふうを考えております。

〔34番 東 豊議員登壇〕

○34番（東 豊） ありがとうございます。

再質問の中でお答えいただきましたが、少しは、10年前の答弁よりも前向きのように、私は受け取りました。

半島防災ですので、縦横に、ぜひつなげていくということ、遠い目標かもしれませんが、やっぱり着手していく、奈良県と協調していくということが大事だと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

災害レジリエンスという言葉がございます。これは、レジリエンスは変化の状況に合わせて備えていく、混乱したときの対応力とか、迅速に回復していくって、この三つなんだそうです。

レジリエンスへの取組というのに、ふだんから取り組んでいていただきたいと思いますし、一頃、私ちょっと申し上げました、しなやかに復元をしていくという力も併せてお願いしたいなというところがございます。

次に通告しております項目に行きます。

復興まちづくりのための事前準備についてという、テーマです。

大規模地震の発災後は、早期の復興まちづくりが求められます。東日本大震災などでは、基礎データの不足や消失、それから、復興まちづくりを担う人材の不足などにより、その復興が計画よりかなり遅れた。つまり、10年でやりますよというのが15年ぐらいかかったりとかいう市町がございました。

こうしたことから、防災・減災、強靱化対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備していく、復興事前準備を進めることが重要だと考えています。

具体的には、平時から災害が発生したときのことを想定し、どのような被害が発生したとしても対応できるように、復興まちづくりに資する研修や訓練などのソフト的対策を行うことが求められます。

こうした取組をすることで、万が一被災したとしても、復興も早くなると考えますが、市町が復興事前準備を進めていく上で、各市町職員や自主防災

会役員対象の勉強会などを継続的に実施していくことが効果的で、やがて、基礎自治体ごとに自主的に取り組む体制づくりが必要だと考えています。

県も、防災・減災でしっかりと、これ、3年前にも一般質問でお聞きしたんですが、なかなか予算をつけていただけないということのお話の中で、一般質問でも3年前に聞きました。県においては、しっかりと予算措置をした上で、みえ防災・減災センターとともに、復興まちづくりのための事前準備に取り組んでいただきたいと考えていますが、改めて、現在、今の取組と今後の状況についてお聞きしたいと思います。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** 復興まちづくりのための事前準備について、現在の取組状況と今後の取組方向について御答弁いたします。

平成23年3月の東日本大震災では、広範囲で甚大な被害が発生いたしました。被災した市町村においては、震災後のまちづくりに必要な土地利用等の調査や復興まちづくりの目標など、事前準備が行われていなかったことから、復旧フェーズから復興フェーズへ移行するのに長い時間を必要としたと聞いております。

復興するまでに時間を要しますと、その間に、人口流出や産業の衰退など、現在のまちの抱える問題が顕在化され、さらに加速するとも言われております。

復興フェーズへの円滑な移行のため、災害が起こる前に、まちの復興目標や、そのための住民の合意形成などの取組が必要でございまして、国においても、復興事前準備のガイドラインなどが示され、復興の体制づくりや手順、目標の事前検討などの復興事前準備の取組を推進しております。

県では、みえ防災・減災センターとともに、市町職員が復興事前準備への理解を深め、その取組に着手することができるよう、復興計画づくりのプロセスをまとめた手引を作成するため、令和2年度から、まちづくりに関する復興事前準備研修を始めまして、令和3年度には、復興まちづくり市町職員向け演習手引として取りまとめたところでございます。

令和4年度からは、復興まちづくりに関する講演や、作成した手引に基づき、被害想定を踏まえた復興まちづくりの検討と発災後の復興手順を模擬訓練いたしまして、復興事前準備の重要性を学ぶ研修を実施しているところでございます。

令和4年度までに、四日市、鈴鹿、松阪、伊勢、尾鷲の県の各庁舎で開催いたしまして、都市計画や防災分野の市町職員による研修を行ってまいりました。

今年度からは、幅広い分野の市町職員に参加、経験していただけるように、各市町に出向く出前形式で行っておりまして、名張市、鈴鹿市で行ったところでございます。

研修では、職員が被災後のまちづくりの状況を想定いたしまして、それぞれの視点で復興を見据えたまちづくりを検討していただくことなどで、平時から取り組むことの重要性を学ぶことができます。

今後も、市町職員が復興事前準備に理解を深めていただき、復興事前準備につながっていきますように、引き続き、研修内容を改善しながら取り組んでまいります。

[34番 東 豊議員登壇]

○34番（東 豊） ありがとうございます。

引き続き、継続するってことが大事なので、最終的な目標は、一つは基礎自治体で独自にやっぱりやって、取り組めるようなマニュアルづくりも含めて、ノウハウをぜひ移行していただきたいと。

1月でしたか、熊本県に、会派も含めた有志で、熊本大学の防災の研究の若い助教の人からお話を聞いたのが、タイトルが、災害レジリエンス機能の指標という考え方があります。

これ、数時間後は救命救急が大事、数日間は救援が大事だと、物資輸送なんですね。数か月間が復旧活動、数年かけて復興に取り組む。このラインが明確であればあるだけ、事前に備えができていくということ、漏れ承ったところでございます。

ぜひ、心構え、それから、もしそうなったらこうするんだということが、ワークをしながら身につけていくということが大事だと思います。

4点目、孤立地域での救助・救援活動についてを質問させていただきます。

能登半島地震では、道路に加えて港湾も被災し、多くの孤立地域が発生しました。こうした地域では、車両だけでなく、船舶による人員、物資の輸送も困難となり、人命救助や避難所への救援活動などに支障を来しました。

熊野灘沿岸地域には、能登半島と類似した地形を有する地域が存在しています。孤立地域、集落の発生が懸念されています。

そのような状況では、ヘリコプターによる救助、救援、救命に頼ることになります。県の防災航空隊を基軸に、自衛隊や海上保安本部など、ヘリコプターを保有する救助機関との日頃の連携を密にすることや、災害時用臨時ヘリポートの選定、整備状況など、いざというときに円滑に運用できるよう、体制整備が必要です。その運用体制の実効性を高める取組が重要だと思います。

それらの取組について、現状と課題についてお尋ねいたします。御答弁をお願いします。

〔山本英樹防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（山本英樹） 孤立地域を想定したヘリコプターによる救助・救援活動の実効性確保について御答弁申し上げます。

今回の能登半島地震では、本県も参画いたしました緊急消防援助隊が発災後10日間で215名の救助を行っておりますが、このうち約半数に当たる107名が航空部隊によるものでした。

今回の地震で多くの孤立地域が発生している中で、改めて、孤立地域での救助活動におけるヘリコプターの重要性を認識したところでございます。

本県においても、南海トラフ地震が発生した場合、多くの孤立地域の発生が想定されるため、本年度は、鳥羽市をメイン会場とする県総合防災訓練におきまして、県の防災ヘリコプターと警察、海上保安庁のヘリコプターが連携し、神島で救助活動を行ったり、国土交通省と自衛隊のヘリが連携し、物

資を県の防災拠点から相差の離着陸場へ搬送する実動訓練を実施しております。

また、総合図上訓練では、県災害対策本部の航空運用調整担当が、各機関のヘリコプターの特性を生かした実践的な救助活動のオペレーションを確認し、連携の強化にも取り組んでございます。

一方、ヘリコプターによる迅速な救助や搬送を行うためには、議員からも御指摘いただいたとおり、安全に使用することができる離着陸場の確保が重要であると認識しております。県内では、現在、502か所の離着陸場が各市町の地域防災計画で指定されておりますが、災害時等にヘリコプターが安全に離着陸できるよう、市町に対し、適切な管理を依頼しております。

県としても、市町が新たに離着陸場を指定する際などには、安全確保のための助言を行うとともに、必要に応じ、防災航空隊の機長や運行管理を行う隊員が現地調査を実施しているところでございます。

今後も、南海トラフ地震等による孤立地域の発生に備え、こうした取組を継続するとともに、能登半島地震の検証も踏まえ、ヘリコプターによる救助活動を円滑に実施することができる体制の強化に努めてまいります。

〔34番 東 豊議員登壇〕

○34番（東 豊） 明確な御答弁をいただきました。

この質問は本当に、能登半島を見て、いざ我が身に降ったときに、ヘリコプターがやっぱり空路が命綱になるんじゃないかなと感じました。

今日の質問は、陸、海、空それぞれのラインを、どこかが途絶したとしても、どこかが代替できるというふうな構えを取っておかないと、いざ、紀伊半島地域の半島震災については、脆弱なのではないか。日頃からぜひ、実効性のある取組をお願いしたいなと思います。

さて、大きなテーマ2番目でございます。

豊かな出産体験を目指し、助産所機能（病院内助産を含む）の充実についてと質問をさせていただきます。

助産所を身近な地域につくりたいという声が私の周りでは聞こえてきます

が、一般的ではないかもしれません。

助産所や自宅で出産が少ない。実は三重県では、大体、1万人の2%ぐらいが助産所や自宅で出産されています。全国では1%というデータが出ています。

なぜかというとなりに出産を扱う助産所が激減しているという状況でございます。

ローコストで安全な助産所が、昔はございました。戦後もずっと、たくさんあったんですが、安全な助産所が身近にあることが、女性の産む自由を保障することになる。女性が産みたくなる地域というのは、子育てしたくなる地域とも考えられ、地方創生の一部という考え方もできると思います。

そこで質問なんです。

県内で、正常分娩であれば、助産師が、医師の指示を必要とせずに、分娩介助できる助産所は、現在4か所なんです。人口百七十数万人いる県で、4か所しかなくなってしまいました。

助産所は、国で認められた出産場所で、選択肢の一つであります。行政として、その情報提供や運営のための支援を含め、出産の見える化や、令和8年度に保険適用化の導入が国で言われていますが、県としての課題認識とその対応についてお伺いしたいんです。

少しこれからまた続きますが、例えば茨城県つくば市の行政情報に、こんながありました。

産婦人科施設開設支援事業というのがありました。産婦人科施設の開設、あるいは増床費用の一部を助成するというものなんです。産科または産婦人科を設ける病院、あるいは診療所及び分娩所、分娩を取り扱う助産所を開設しようとする方、あるいは増床しようとしている方に対し、建物の建設費や医療機器の購入費などの2分の1、上限が5000万円でありますけれども、助成しましょうと、補助しましょうということでありまして、既にも実績もあるようでございます。

このデータを御覧いただきたいと思います。（パネルを示す）20年ほど前

からの尾鷲総合病院の過去20年前からの分娩取扱い件数のデータですが、ここ数年は激減状態です。

現在の医療制度では、近い将来、産科の継続さえ危ぶまれ、地域にとってなくてはならない尾鷲総合病院ですが、東紀州圏域でお産の場所がなくなるという、いわゆる出産難民地域となる可能性も否定できません。

そんなことも含めて、当局の御所見を賜りたいと思います。

〔小倉康彦医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（小倉康彦） 本県の周産期医療体制につきましては、リスクの低い出産は地域の産科医療機関や助産所が担い、中等度以上のリスクの出産は周産期母子医療センター等が担うという機能分担、連携体制に基づいた医療体制を構築しています。

分娩件数の減少、あるいは産科医師の高齢化、また、出産費用の見える化や将来的な保険適用に係る国の議論、こういったことを含めまして、産科医療機関、助産所を取り巻く社会環境につきましては、大きな変化が想定されます。

これらの状況を注視しつつ、限られた医療資源の中、地域で安全・安心に出産ができる体制を将来的にも維持していく必要があります。

分娩可能な医療機関は、議員御指摘のとおり、近年減少傾向にあります。第8次医療計画に向けた議論の中でも、産科医療機関、助産所と周産期母子医療センターを共に維持していくべきとの議論、あるいはその6年間としております医療計画期間にとらわれずに、産科医療機関等を取り巻く社会環境の変化については、国の動向を見ながら速やかに対応していく必要があるといった議論がされました。

県としましても、引き続き関係機関と連携しまして、国の動向も注視しながら、県民の皆さんが、安全で安心して妊娠・出産ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

〔34番 東 豊議員登壇〕

○34番（東 豊） ありがとうございました。

地域に、やっぱりローリスクの人たちは、ぜひ自然分娩というか、助産所とかいうところで、医療介入がない形で出産することがいいなと思います。身近で、いつも相談ができるというのがいいと思います。

同じテーマで、2番目に質問をさせていただくのが次のテーマであります。令和2年5月に閣議決定された少子化社会対策大綱の基本的な目標の中に、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに十分留意する、と前置きがしてあります。

そして大事なのは、特定の価値観を押しつけたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないということを前提に、私も質問をさせていただきたいと思います。

豊かな出産体験がその後の女性の育児に及ぼす心理的な影響についてというテーマで、日本公衆衛生学会において公表された抄録の中で、国立成育医療センター研究所、政策科学研究部の竹原健二部長とほかの方々による文献によると、研究を通して、女性がより豊かな、これ、研究論文の中身を今から御紹介するんですけども、女性がより豊かな出産体験をすることは、自身の母親役割の受容に対する否定感や、児に対する攻撃衝動性を抑制することにつながると書いてあります。明らかになっているということでもあります。

つまり、攻撃性が低減するという意味であります。

出産を安全に終わることができるかと満足度が高くなる一方、豊かな出産を終えると満足度が高くなる一方、お産が過剰に医療化されたことによる弊害から、出産の快適性という概念にも着目されており、中でも、助産所で出産した女性の方が、より豊かな出産体験をしていると言われていたことも指摘されています。

出産体験を高めている具体的なケアなどは、産前産後ケア、私もずっと何年も、数年前から取り組んでいますが、今後明らかにされることだと思います。保険適用化というのが、そういった課題が浮き彫りにされてきたということでもあると思いますが、寄り添ったケアを担う助産師の役割は非常に大

きいと考えています。

これは（パネルを示す）、やっぱり1月に有志で熊本県に行ってまいりましたときに、撮ってきた写真です。こうのとりのゆりかごで有名で、御当人たちは、これはあまり使わないでくださいって言うていたんですが赤ちゃんポストと言われている病院であります。慈恵病院のポスターであります。院長が撮られた写真だそうです。これ、2枚目もそうです。（パネルを示す）ここは、慈恵病院は、年間1500件もの出産を取り扱うところなんです。ですので、なかなかほかでは対応できないような、いろんなケースの出産を扱っているということでございます。

そこで質問です。

出産体験を高めるために、県内の助産所をはじめ、クリニックや病院において、出産を支える助産師という方にテーマを当てて確保し、助産師を確保し、寄り添った支援をしていただくための資質向上について、これは重要だと思っておりますが、その取組について、県当局の御所見を賜りたいと思っております。

〔小倉康彦医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（小倉康彦） 助産師は、妊娠・出産・育児を通して、母子及びその家族へのケアに携わる重要な役割を担っています。

県では、県内の病院や診療所、助産所などで勤務する助産師を確保するため、助産師養成所の運営に必要な経費の一部を助成するとともに、助産師修学資金貸付制度を活用することで、県内に勤務する助産師の確保を図っています。その結果、本県の助産師数は、人口10万人当たり、平成24年の19.5人から令和4年は28.5人と着実に増加してきております。

また、助産師が専門性を発揮し、質の高い助産ケアの提供につなげるため、助産師の資質向上にも取り組んでいます。

助産師のキャリアに応じて、妊婦のメンタルヘルスやハイリスク妊産婦の対応などを学ぶ研修、助産実践能力の向上研修のほか、周産期死亡率の改善に向けて、周産期医療に携わる多職種間の顔の見える関係づくりも進めています。

一方、晩婚化、晩産化により、分娩数の減少やハイリスク妊産婦が増加していることから、周産期母子医療センター等に勤務する助産師が、自然分娩の助産経験を積み重ねることが難しくなっています。

このため、県では、勤務している医療機関の身分を有しながら、他のクリニック等で助産師として働く、助産師出向システムによりまして、助産実践能力の向上に取り組んでいるところです。

今後も、助産師の確保に向けた取組を進めるとともに、助産実践能力の向上を図り、安心・安全な出産ができるサポート体制の構築につなげてまいります。

〔34番 東 豊議員登壇〕

○34番（東 豊） ありがとうございます。

今の御答弁、とても力強いと思います。特に、医療機関に勤めていらっしゃる助産師は、実際の自然分娩の経験が非常に少ないということを聞かせていただいております。それを、どんどん経験値を積んでいくということがキャリアのアップにつながるということで、ぜひそういう働きかけを県当局のほうから進めていただきたい。経験で、胆力が要るそうですので、ぜひ、経験を積んだ助産師が増えることを期待を申し上げ、やがて自立したい、私が助産所をつくりたいという人が、私の聞き取りの中でも何人かいらっしゃいましたけれども、ぜひ応援をしていただきたいなと思います。

3点目、大きい3項目、熊野古道の質問です。

熊野古道伊勢路をはじめとした南部地域の観光振興についてというテーマで通告をいたしました。

20周年ということもあるので、熊野古道というイメージであるわけですが、観光振興そのもの、全県下的な取組も、質問を2項目めでさせていただきたいと思っています。

熊野古道世界遺産登録20周年は、一つの大きな節目であるとともに、次の30年、40年へと向けた保全と活用における取り組むべき課題を明確にしなければなりません。引き続き、取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

るであります。

さて、喫緊の課題について質問します。

昨年の12月の予決総括、予算決算常任委員会総括的質疑でも少し取り上げましたが、歩き旅のブランディングを図る、現代の巡礼道として目指す姿をイメージすると、宿泊、交通、アクセス、飲食、トイレ、標識などの課題があるということは、知事も御答弁の中でおっしゃっておられますし、担当部局の方もおっしゃってみえます。共通認識だと思っています。

熊野古道アクションプログラム3では、熊野古道協働会議を踏まえて、令和4年3月ですから、2年たつわけですが、追記編が示されたところです。

その追記編の中には、スペインのバスク自治州との覚書の締結や、新型コロナウイルスの影響、自動車道の延伸など、大きな社会情勢の変化を踏まえての追記という内容ですが、その課題の中で、県が独自に取り組むべき課題というものを抽出してはどうかと私は思いますし、お考えを聞きたいんです。

これらの課題は、特化した観光振興計画というのが、やっぱり県独自に取り組むべき課題というものが必要なのではないかと考えています。

そういったことも含めるんですが、併せてこの7月には、県の催物としてスペイン・バスク自治州から関係者をお招きして、国際シンポジウムが開催予定とのことでした。

一過性に終わらせることなく、その後の民間交流というものも含めて、バスクと三重県との今後の方針について、関わり、交流について、当局のお考えをお尋ねします。

〔下田二一地域連携・交通部南部地域振興局長登壇〕

○地域連携・交通部南部地域振興局長（下田二一） それでは、2点お答えいたします。

まず、熊野古道の課題に特化した計画についてでございます。

熊野古道伊勢路の保全と活用につきましては、熊野古道に関わる関係者が一堂に会して意見交換等を行います、熊野古道協働会議というものがございまして、この会議におきまして、活動指針として先ほど御紹介いただきました

た、熊野古道アクションプログラムというのを作成しております。

県では、このアクションプログラムに沿いまして、伊勢路の歩き旅のブランディング、それから持続可能な保全体制の構築を基本方針として取組を進めているところでございます。

このうち、歩き旅のブランディングを進める中で重要な要素が、来訪者に安全、快適に古道歩きを楽しんでもらうための受入れ環境整備であると認識しておりまして、これまでも、トイレ整備や道標、案内看板の整備支援等に取り組んでまいりました。

20周年を機に、再度、県の役割として、受入れ環境の課題と今後の取組の進め方を検証していきたいと考えております。

そこで来年度、令和6年度は、駅や峠間の二次交通の実態調査と実証運行の実施、伊勢路沿道のトイレの実態調査や必要な箇所への仮設トイレの設置、宿泊施設の紹介等やモデルプランを集約した英語対応のウェブサイト構築、あるいは案内標識設置への補助など、そういったものを行う予定でございます。

受入れ環境の整備は計画的に進めていく必要があります。熊野古道の振興に関する計画をつくっていききたいと考えております。

今後、伊勢路の歩き旅を促進するため、必要な計画を策定して環境整備を進めつつ、魅力の発信を行い、古道や沿道地域への観光誘客に努め、南部地域の活性化につながるよう取り組んでまいります。

それから2点目でございます。

スペイン・バスク自治州との交流でございますが、先ほど御紹介いただきましたように、本年7月に、スペイン・バスク自治州から保全団体の関係者、あるいは州政府の関係者を招きまして、国際シンポジウムを開催する予定でございます。

シンポジウムの際には、バスク自治州の関係者に熊野古道を実際に歩いていただきますとともに、熊野古道伊勢路の保全関係者と意見交換を行い、お互いに活動状況ですとか課題について理解を深め、交流する場を設けたいと

考えております。

今後、民間の関係者同士が継続的に交流して学び合うことが地域の活性化にとっても非常に意義があると考えておりますので、県としましても、交流の相手先や訪問する場所の紹介など、コーディネート的な支援により民間交流が進むよう、バスク自治州と連携しながら取り組んでまいります。

〔34番 東 豊議員登壇〕

○34番（東 豊） ありがとうございます。

一つは、交流ということ。それから課題を、トイレということも、標識ということもあると思います。ぜひ、その方針で取り組んでいただきたい。協働会議というのがあるにせよ、県が独自でできることは率先して取り組んでいただきたいと思います。

それから、バスクにつきましては、ぜひ相手方と特定の交流を進めていけるような環境整備を、ぜひお願いしたいなと思っています。

いよいよ最後、観光部長にお尋ねします。

インバウンド誘客の取組強化についてであります。

熊野古道沿いをはじめとした南部地域には、古道のみならず他の文化的資源や古くからの風習など、インバウンド誘客においてポテンシャルを秘めたコンテンツ候補が多く存在しています。これは、どなたもお分かりになると思います。

これまで県の支援事業で、三重のイマココ旅として、例えば、いなべの宇賀溪滝めぐりとHyggeな休日とか、鈴鹿のレインボーチタン焼き付け体験とか、亀山の関宿手ぶら着物体験とか、あるいは、紀北町の江戸時代へGO！熊野古道新体験～馬越峠とか、尾鷲市のシーカヤック夜光虫ナイトツアーといった、観光庁の支援もあって、三重県独自の支援もあって、観光資源の磨き上げ、コンテンツの磨き上げというのがそろってきました。十分ではないにせよ、そういったムードづくり、環境整備にすごく役立っていると思います。

そこから磨き上げた観光コンテンツをどのように販売していくのか、そし

て誘客に最終的につなげていくのが、今後の課題であると思います。助成制度、補助制度を使って、観光コンテンツを磨きました。商品ありまっせつて。でも、お客さんは来て、そこで交流して、経済活動をしていただくということが目標であるとするなら、それへの次のステップのお話を聞きたいと思います。

これ、続けて、それは質問ですので、後でお答えいただきたいと思うんですが、ここに、（パネルを示す）実は先週末から、日台友好三重県議会議員連盟で訪台をいたしました。

2泊3日だったんですが、本来の目的は、ランタンフェスティバルに出席したり、あるいは、充実した公式訪問の交流、三重区との交流とか、外交部との意見交換であるとか、非常に充実していて、皆さん無事に帰ってこられたんです、私も含めて。

その中で、空いた時間が夜だったんですが、実は以前からお会いしたいなと思っていた人が、この編集長なんです。『台湾山岳』の編集長とお会いすることができまして、夜中だったんですけども、3人の方とお会いして話をしました。

これに、この編集長にしました。それから今のお話をさせていただくんですが、あるいはこれも、（パネルを示す）ムック本っていいまして、季刊ごとに、つまり季節ごとに、ブックとマガジンと組み合せたような、ここに現物があります、重たい冊子がありますが、（現物を示す）これ頂いてきたんですけども、そんな感じのお話をする中で、これからどうするのみたいな話をしたときに、私は当然熊野古道の三重県の観光資源のアピールをするわけですが、トレイルというのが一つのテーマなんです、この会社は。三重県はトレイルランというのが去年、おととしぐらいから大変盛んでありまして、北はずっと、南はみたいな、南伊勢もそうです、トレイルランというのが。

これは、そういう人たちのコアな、これ唯一らしいです、台湾ではこの雑誌だけが、このトレイル、アウトドアの雑誌らしいのですが、この方と、それから、ワイルドマン国際旅行社ツアー部門のマネジャーという人もここに

入ったんですが、一緒に意見交換したんですが、やっぱり、熊野古道に行きたいというのは、意識調査があったようです。あったんですけども、和歌山県の情報はそれなりに出てくるんだそうです。これがそのとき、（パネルを示す）ホテルで最後の日、私は中国語の熊野古道伊勢路のガイドブックを持って行きました。そうしたら編集長と、それからツアーの会社、冊子を持っているかツアーのアウトバウンドをやられる方で、熊野古道も9回ぐらい歩いてこられたって言っていました。

三重県の情報が、出てこないんだそうです。歩くのに。それはでもここはトレイルというところがあるので、今、もう造成したトレイルもあると思いますし、千年の巡礼の旅とか、それから精神の聖地とか、振興の原点である熊野古道へ行きたいというのがあるんですが、和歌山県は、そういう意味では情報はあるけれども、三重県は少ないよねって言ったら、いやいや、少ないんじゃないんです。ほとんどないんですって。

そうかなとは思ったけれども、外から見るとそうらしいです。

ですので、この間東京で、秋葉原で、国内向けの情報発信はされたにせよ、やっぱりインバウンドに対して、国、それぞれターゲットを絞らないといけないと思うんですけども、その取組を、ぜひ観光部が熊野古道も含めて、全県下のコンテンツを情報発信していただきたいんですが、御答弁お願いします。

〔増田行信観光部長登壇〕

○観光部長（増田行信） インバウンド誘客の取組に当たって造成した観光コンテンツをどのように誘客につなげていくかについて御回答申し上げます。

三重県では、議員が御紹介いただきましたように、令和4年度から、本県の魅力ある地域資源を活用しました体験プログラムなどの観光コンテンツの磨き上げをずっと支援してまいりました。

今年度分も含めまして、2年間で94件の観光コンテンツを商品化し、大手の体験予約サイトであったり、あと旅行会社の宿泊プランとのセット販売なんかを通じまして、約2000件の利用につなげてまいりました。

海外からの旅行者を対象としましたコンテンツにおきましては、特に、三重にしかない特別感であったり、本物の日本文化の追求、SDGsへの貢献といった観点で磨き上げをしながら、台湾をはじめとした欧州・アジア圏の商談会に出展しまして、これは主にB to Bなんですけれども、これらのコンテンツを提案し、海外の旅程の検索サイトで情報発信するなどの販売促進を行ってまいりました。

一方で、これまで個々のコンテンツごとに磨き上げを行ってまいりましたが、やはりさらなる販売促進であったり、やっぱり地域、三重県への滞在促進を図るには、例えば個々のコンテンツごとのアクセスであったり、受入れ体制の確立、地域により滞在していくための関係事業者との連携といったものが、まだ十分ではありませんでしたので、今後、地域一体になった販売、提供に向けた取組って今後重要だと考えております。

このため、来年度は、これらの課題解決に意欲的な観光地域づくり法人であるDMO等を対象に、観光コンテンツの発掘、磨き上げから、販売、提供体制の整備、地域のブランディングまで一連の取組を支援してまいります。

こうした取組につきまして、また加えて、アジア市場をターゲットとした情報発信、海外旅行博、商談会、これはB to B、B to Cであります、出展等の海外プロモーションに積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔34番 東 豊議員登壇〕

○34番（東 豊） 時間となりました。

これで一般質問を終結します。よろしく申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（中森博文） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○議長（中森博文） 予算決算常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後 4 時 5 分開議

開 議

○議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中森博文） この際、報告いたします。

去る 2 月 27 日、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第 2 号及び議案第 3 号について、審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
2	令和 5 年度三重県一般会計補正予算（第 9 号）
3	令和 5 年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第 4 号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和 6 年 2 月 29 日

三重県議会議長 中森 博文 様

予算決算常任委員長 村林 聡

委 員 長 報 告

○議長（中森博文） 日程第 2、議案第 2 号及び議案第 3 号を一括して議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。村林 聡予算決算常任委員長。

〔村林 聡予算決算常任委員長登壇〕

○**予算決算常任委員長（村林 聡）** 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案のうち、2月29日までに審査を終えるよう期限を付されました議案第2号令和5年度三重県一般会計補正予算（第9号）外1件につきましては、去る2月27日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、本日、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、2月27日に開催された各分科会における審査の過程において特に議論のあった事項について申し述べます。

公立学校情報機器整備基金積立金についてであります。

この積立金の執行に当たっては、三重県公立学校情報機器整備基金の設置が前提となります。執行部におかれましては、当該積立金を含む補正予算について議決されたとしても、三重県公立学校情報機器整備基金設置条例案が可決されるまで、当該積立金を執行することのないよう取り扱い願います。

以上、御報告申し上げます。

○**議長（中森博文）** 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

○**議長（中森博文）** これより採決に入ります。

議案第2号及び議案第3号の2件を一括して押しボタン式投票により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（中森博文） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（中森博文） 投票の結果を報告いたします。

賛成 46

反対 0

よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（中森博文） お諮りいたします。

明3月1日から3日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中森博文） 御異議なしと認め、明3月1日から3日までは休会とすることに決定いたしました。

3月4日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（中森博文） 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時9分散会